

令和5年度

市 税 概 要

小 田 原 市

目 次

第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	令和5年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算	5
5	令和5年度一般会計当初予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	令和4年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成5年度以降)	12

第2章 賦 課

1	市 民 税	
(1)	令和5年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	令和5年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	令和5年度所得区分別所得割額調	16
(4)	令和5年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成5年度以降)	20
2	固 定 資 産 税	
(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成5年度以降)	38

3	軽自動車税（種別割）	
	(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
	(2) 令和5年度軽自動車税(種別割)課税状況	40
4	市たばこ税	
	(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
	(1) 課税対象入湯客数に関する調	42
	(2) 年度別調定額に関する調	42
	(3) 特別徴収義務者数	42
	(4) 入湯税の用途	42
6	都市計画税	
	(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調	43
	(2) 納税義務者に関する調	43
	(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
	(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	市税不納欠損額の推移(欠損事由別)	47
10	納税貯蓄組合の組織状況	47

第4章 その他の資料

1	市税調定額比較表	48
2	市税収入額比較表	48
3	税証明手数料等	49
4	納税義務者等に関する調	49
5	固定資産評価審査委員会への審査申出状況	50
6	市税の賦課・徴収に要する経費調	50
7	令和4年家屋建築状況調	51
8	令和4年登記済通知書に関する調	51
9	電算処理業務の現況	51
10	市税の税率表	52
11	市税税率の推移	55
12	税制一覧	68

第1章 総括

1 沿 革

(1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上、平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏によって約100年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏の後、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

(2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.60km²で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線を始め、東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

< 市域・人口・世帯数の推移 >

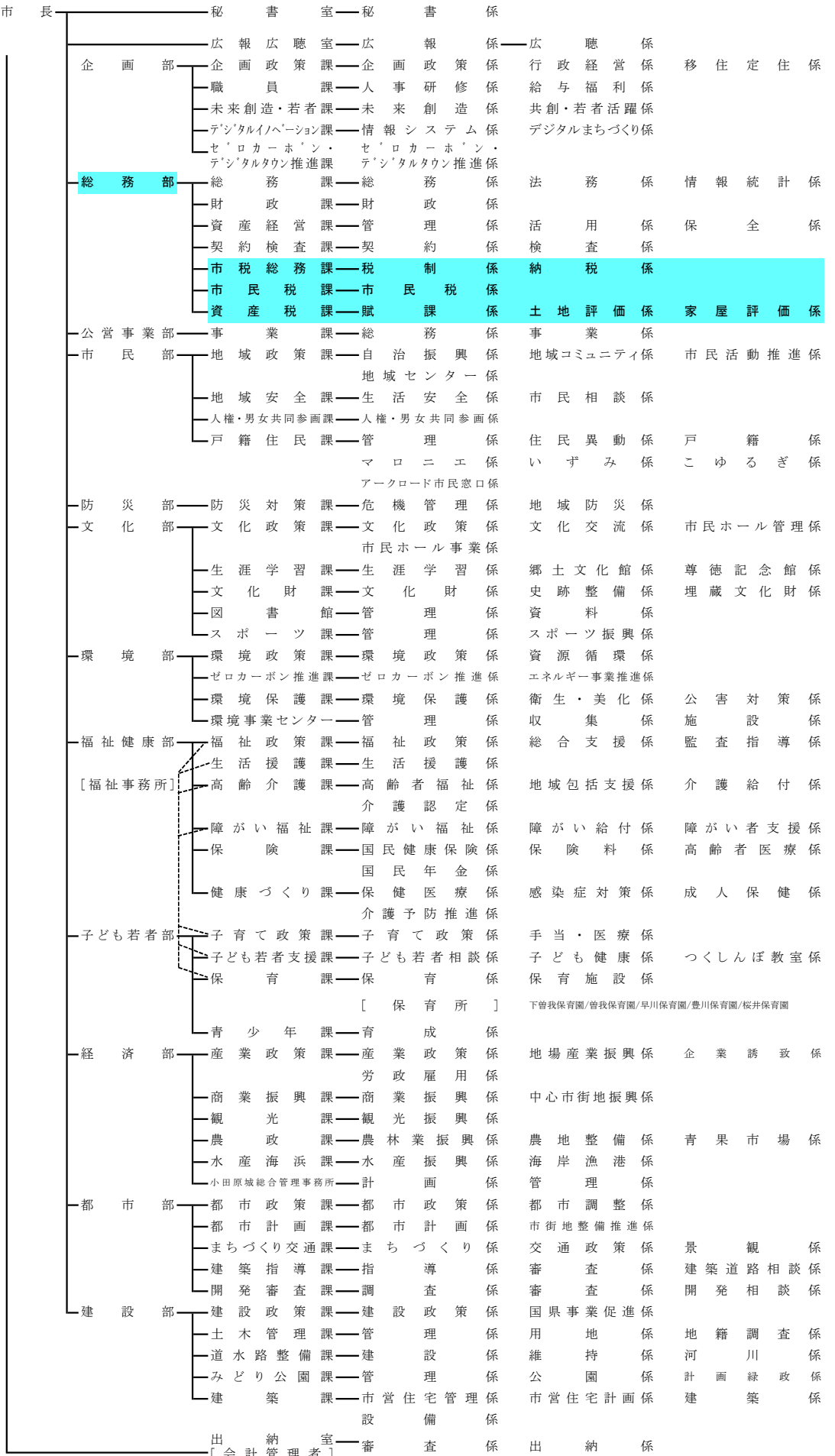
年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 17年		74,291	198,741	〃	
〃 22年		77,793	198,327	〃	
〃 27年		79,120	194,086	〃	4月1日特例市制度廃止
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	
〃 30年		81,087	191,181	〃	
令和元年		81,748	190,109	〃	
〃 2年		81,864	188,856	〃	
〃 3年		82,886	188,243	113.60	国土地理院の地図データ更新に伴い令和3年1月1日から113.60km ² へ変更
〃 4年		83,701	187,347	〃	
〃 5年		84,425	186,338	〃	

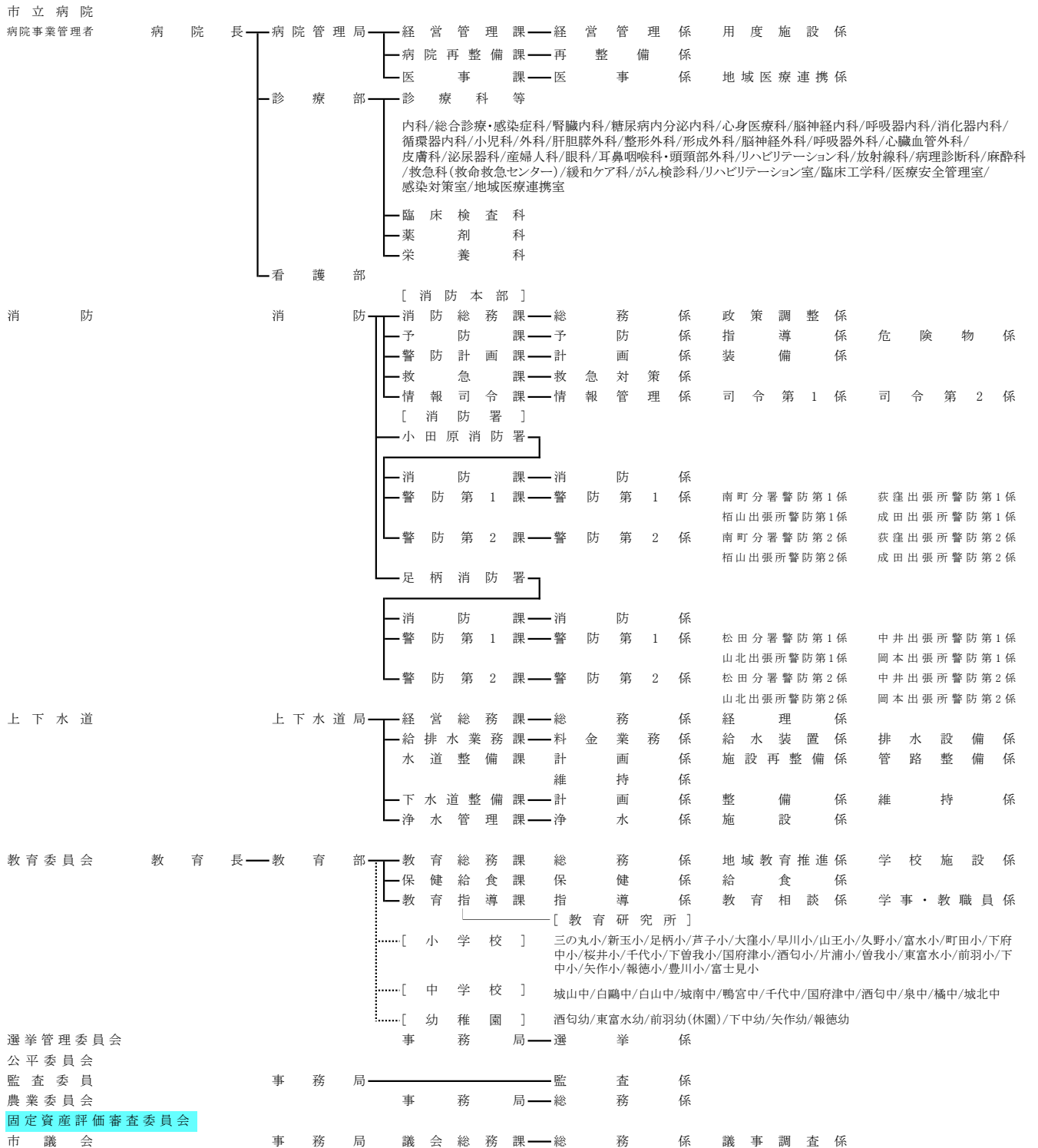
注)備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

2 小田原市行政機構図

(令和5年4月1日現在)

市長 部長
市 長





区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	12(12)	56(55)	141(140)
市立病院	1	3	5
消防	1	11	33
上下水道	1	5	14
教育委員会	1	3	8(9)
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	18(18)	81(80)	206(206)

* 保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。
 * 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。
 * 消防の課の数は、消防署を除く。
 * ()内は、令和4年4月1日の数

3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(令和5年4月1日現在)

部	課	係	職 名	事 務 分 掌	
総務部	市税総務課		課 長 1	1 税務事務の総合的企画に関する事。 2 税制の調査及び研究に関する事。 3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事。 4 入湯税に関する事。 5 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事。 6 自動車の臨時運行許可に関する事。 7 固定資産評価審査委員会に関する事。 8 納税意識の啓発に関する事。 9 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事。 10 市税等の督促及び滞納処分に関する事。 11 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事。 12 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事。 13 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事。 14 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事。 15 市税滞納審査会に関する事。 16 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事。 17 他の課に属しない税務事務に関する事。	
			副 課 長 3		
		税制係	係 長 1		
			主 査 4		
			主 事 3		
			計 8		
			納税係		係 長 3
		主 査 2			
		主 任 3			
		主 事 2			
	主 事 補 2				
		計 12			
		徴収指導員 2			
		計 26			
	市民税課		課 長 1		1 市民税の調定に関する事。 2 個人の市民税及び県民税(以下「市県民税」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事。 3 市県民税及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事。 4 市県民税及び法人の市民税の減免に関する事。
			副 課 長 2		
		市民税係 (普通徴収)	係 長 1		
			主 査 4		
			主 任 2		
			主 事 2		
			主 事 補 1		
			計 10		
		市民税係 (特別徴収・法人)	主 査 2		
			主 事 2		
	計 4				
		計 17			
資産税課		課 長 1	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事。 2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事。 3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。 4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事。 5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事。 6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事。 7 市税等に係る証明に関する事。 8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事。 9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事。		
		副 課 長 1			
	賦課係	係 長 2			
		主 査 4			
		主 任 3			
		計 9			
	土地評価係	係 長 2			
		主 査 3			
		主 任 1			
		主 事 2			
	計 8				
家屋評価係	係 長 1				
	主 査 3				
	主 任 2				
	主 事 3				
	計 9				
	計 28				
	合 計 71				

4 令和5年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額	構 成 比 (%)	
一 般 会 計	74,800,000	39.51	
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	31,000,000	16.38
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	134,000	0.07
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	20,550,000	10.85
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	31,000	0.02
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	182,000	0.10
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	17,543,000	9.27
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	5,183,000	2.74
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	774	0.00
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	4,771,000	2.52
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	784,000	0.41
	計	80,178,774	42.36
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	5,386,294	2.84
	病 院 事 業 会 計	16,802,422	8.88
	下 水 道 事 業 会 計	12,135,596	6.41
	計	34,324,312	18.13
合 計	189,303,086	100.00	

5 令和5年度一般会計当初予算額及び構成比

(単位:千円)

入			出		
款	予算額	構成比(%)	款	予算額	構成比(%)
1 市 税	32,461,000	43.40	1 議 会 費	443,950	0.59
2 地方譲与税	339,800	0.45	2 総 務 費	9,287,835	12.42
3 利子割交付金	10,000	0.01	3 民 生 費	31,113,701	41.60
4 配当割交付金	200,000	0.27	4 衛 生 費	8,532,386	11.41
5 株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.27	5 労 働 費	147,225	0.20
6 法人事業税金	470,000	0.63	6 農林水産業費	1,006,154	1.34
7 地方消費税	4,400,000	5.88	7 商 工 費	1,598,753	2.14
8 ゴルフ場利用税金	15,000	0.02	8 土 木 費	6,944,106	9.28
9 環境性能割金	75,000	0.10	9 消 防 費	2,704,121	3.61
10 地方特例金	190,000	0.25	10 教 育 費	7,709,572	10.31
11 地方交付税	2,800,000	3.74	11 公 債 費	5,282,197	7.06
12 交通安全対策金	25,512	0.03	12 予 備 費	30,000	0.04
13 分担金及び負担金	417,194	0.56			
14 使用料及び手数料	1,545,077	2.07			
15 国庫支出金	15,257,070	20.40			
16 県支出金	5,217,915	6.98			
17 財産収入	202,302	0.27			
18 寄附金	1,511,605	2.02			
19 繰入金	2,601,480	3.48			
20 繰越金	300,000	0.40			
21 諸収入	2,557,245	3.42			
22 市 債	4,003,800	5.35			
合 計	74,800,000	100.00	合 計	74,800,000	100.00

6 市税当初予算額比較

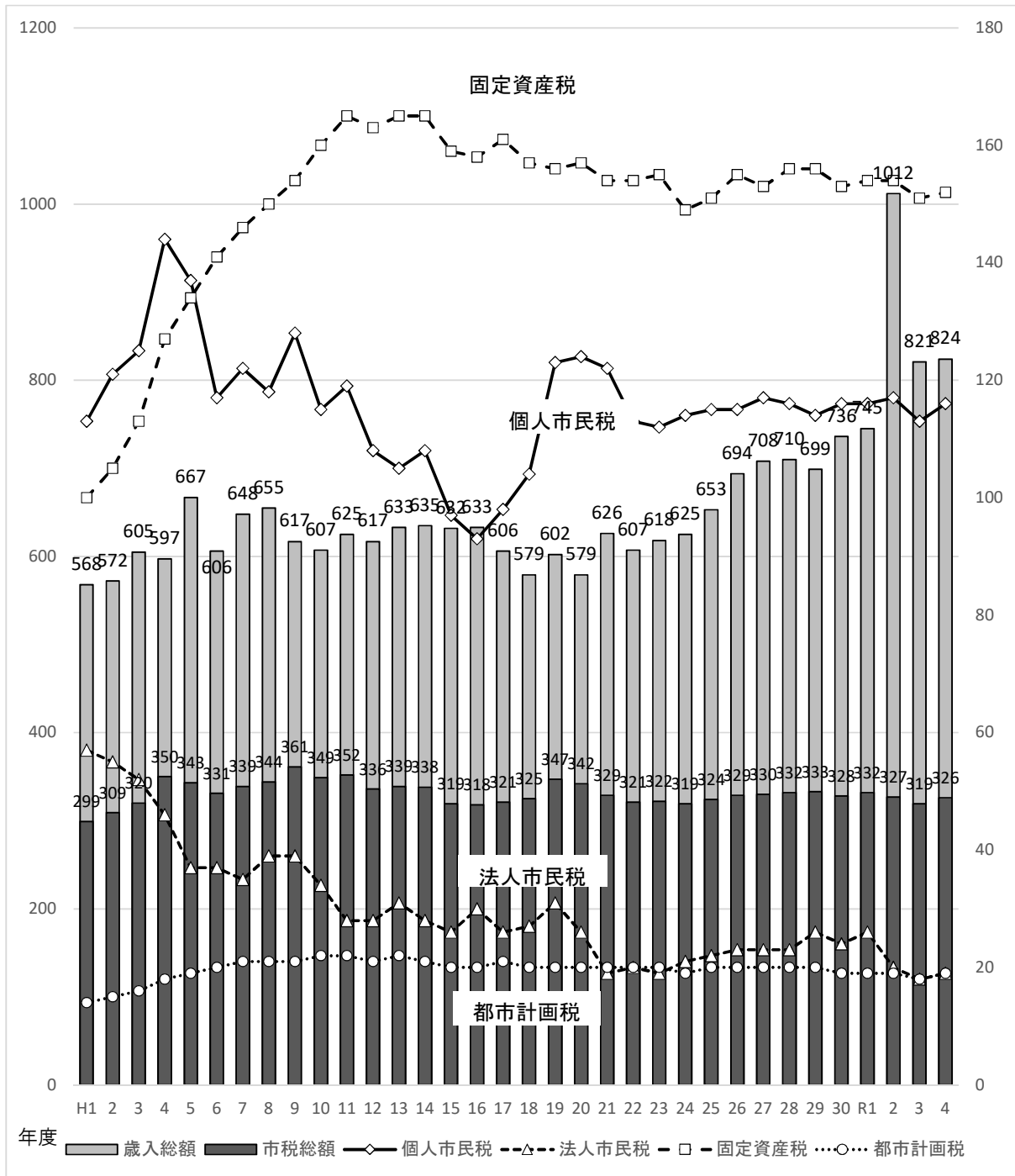
(単位:千円)

税 目	令和4年度予算額	構成比 (%)	令和5年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	11,218,978	35.17	11,763,087	36.24
	市民税(法人)	1,624,863	5.09	1,605,307	4.95
	固定資産税	15,148,063	47.49	15,119,655	46.58
	国有資産等所在 市町村交付金	26,717	0.08	24,528	0.08
	軽自動車税 (環境性能割)	32,993	0.10	26,948	0.08
	軽自動車税 (種別割)	397,789	1.25	408,099	1.26
	市たばこ税	1,284,952	4.03	1,360,963	4.19
	入湯税	16,640	0.05	27,565	0.08
	都市計画税	1,886,542	5.91	1,881,196	5.79
	計	31,637,537	99.17	32,217,348	99.25
滞納繰越分	263,463	0.83	243,652	0.75	
合 計	31,901,000	100.00	32,461,000	100.00	

7 年度別市税決算額(収入済額)

歳入・
市税総額
(億円)

税目別
決算額
(億円)



8 年度別市税収納状況

	平成 30 年度			令和元年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	33,924,339,250	32,828,825,928	96.77	34,267,812,179	33,196,668,898	96.87
現年課税分	32,809,941,536	32,516,121,263	99.10	33,218,907,224	32,918,235,076	99.09
滞納繰越分	1,114,397,714	312,704,665	28.06	1,048,904,955	278,433,822	26.55
市民税	14,498,410,358	13,955,721,750	96.26	14,745,289,810	14,218,835,995	96.43
現年課税分	13,950,368,659	13,808,774,911	98.99	14,232,404,528	14,089,041,504	98.99
個人	11,556,286,459	11,416,043,011	98.79	11,606,732,328	11,471,006,704	98.83
普通徴収	2,493,857,748	2,362,851,214	94.75	2,495,500,023	2,362,536,090	94.67
特別徴収	9,062,428,711	9,053,191,797	99.90	9,111,232,305	9,108,470,614	99.97
年金	576,185,563	574,101,466	99.64	577,003,644	575,045,319	99.66
給与	8,486,243,148	8,479,090,331	99.92	8,534,228,661	8,533,425,295	99.99
法人	2,394,082,200	2,392,731,900	99.94	2,625,672,200	2,618,034,800	99.71
滞納繰越分	548,041,699	146,946,839	26.81	512,885,282	129,794,491	25.31
個人	514,128,816	139,633,526	27.16	483,517,296	122,724,915	25.38
法人	33,912,883	7,313,313	21.56	29,367,986	7,069,576	24.07
固定資産税	15,793,240,147	15,316,074,597	96.98	15,861,661,381	15,392,601,101	97.04
現年課税分	15,301,934,700	15,172,066,624	99.15	15,398,594,700	15,263,933,133	99.13
純固定資産税	15,272,301,200	15,142,433,124	99.15	15,369,058,300	15,234,396,733	99.12
土地	6,438,162,000	6,383,415,063	99.15	6,372,475,500	6,316,640,749	99.12
家屋	5,793,106,000	5,743,844,299	99.15	5,913,912,800	5,862,095,913	99.12
償却資産	3,041,033,200	3,015,173,762	99.15	3,082,670,000	3,055,660,071	99.12
国有資産等所在市町村交付金	29,633,500	29,633,500	100.00	29,536,400	29,536,400	100.00
滞納繰越分	491,305,447	144,007,973	29.31	463,066,681	128,667,968	27.79
軽自動車税	366,262,249	350,728,924	95.76	386,525,429	369,664,540	95.64
現年課税分	353,252,900	347,164,154	98.28	371,714,500	365,848,563	98.42
環境性能割(令和元年度から)	-	-	-	4,970,700	4,970,700	100.00
種別割(令和元年度から)	-	-	-	366,743,800	360,877,863	98.40
滞納繰越分	13,009,349	3,564,770	27.40	14,810,929	3,815,977	25.76
市たばこ税	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00	1,277,323,646	1,277,323,646	100.00
現年課税分	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00	1,277,323,646	1,277,323,646	100.00
入湯税	21,141,700	21,141,700	100.00	23,566,850	23,566,850	100.00
現年課税分	21,141,700	21,141,700	100.00	23,566,850	23,566,850	100.00
都市計画税	1,975,335,119	1,915,209,280	96.96	1,973,445,063	1,914,676,766	97.02
現年課税分	1,913,293,900	1,897,024,197	99.15	1,915,303,000	1,898,521,380	99.12
土地	1,159,240,000	1,149,396,322	99.15	1,145,607,800	1,135,570,143	99.12
家屋	754,053,900	747,627,875	99.15	769,695,200	762,951,237	99.12
滞納繰越分	62,041,219	18,185,083	29.31	58,142,063	16,155,386	27.79

(単位：円、%)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
33,874,237,470	32,673,098,400	96.45	32,831,451,788	31,935,361,895	97.27	33,548,731,054	32,600,581,949	97.17
32,864,201,681	32,369,345,755	98.49	31,712,600,238	31,495,862,548	99.32	32,674,461,326	32,436,483,039	99.27
1,010,035,789	303,752,645	30.07	1,118,851,550	439,499,347	39.28	874,269,728	164,098,910	18.77
14,227,867,789	13,671,651,458	96.09	13,642,074,821	13,185,061,987	96.65	14,068,346,230	13,579,641,391	96.53
13,739,662,736	13,530,957,720	98.48	13,129,623,142	13,024,231,577	99.20	13,626,567,290	13,497,087,486	99.05
11,656,122,736	11,544,760,797	99.04	11,350,580,942	11,253,116,777	99.14	11,727,719,890	11,608,196,454	98.98
2,453,187,712	2,350,577,805	95.82	2,378,552,993	2,289,985,594	96.28	2,678,612,888	2,567,425,134	95.85
9,202,935,024	9,194,182,992	99.90	8,972,027,949	8,963,131,183	99.90	9,049,107,002	9,040,771,320	99.91
575,893,389	573,731,142	99.62	579,752,042	577,462,544	99.61	582,933,745	580,841,893	99.64
8,627,041,635	8,620,451,850	99.92	8,392,275,907	8,385,668,639	99.92	8,466,173,257	8,459,929,427	99.93
2,083,540,000	1,986,196,923	95.33	1,779,042,200	1,771,114,800	99.55	1,898,847,400	1,888,891,032	99.48
488,205,053	140,693,738	28.82	512,451,679	160,830,410	31.38	441,778,940	82,553,905	18.69
455,712,866	134,775,860	29.57	421,236,893	106,722,367	25.34	393,992,397	76,976,740	19.54
32,492,187	5,917,878	18.21	91,214,786	54,108,043	59.32	47,786,543	5,577,165	11.67
16,002,531,779	15,443,017,648	96.50	15,496,483,866	15,120,841,340	97.58	15,663,185,536	15,270,621,166	97.49
15,552,299,200	15,301,779,537	98.39	14,970,353,200	14,875,616,730	99.37	15,291,889,300	15,200,120,441	99.40
15,525,385,900	15,274,866,237	98.39	14,943,620,700	14,848,884,230	99.37	15,265,260,100	15,173,491,241	99.40
6,315,777,100	6,213,864,892	98.39	6,189,759,300	6,150,518,746	99.37	6,084,277,300	6,047,700,970	99.40
6,056,595,800	5,958,865,776	98.39	5,707,102,400	5,670,921,695	99.37	6,052,963,800	6,016,575,715	99.40
3,153,013,000	3,102,135,569	98.39	3,046,759,000	3,027,443,789	99.37	3,128,019,000	3,109,214,556	99.40
26,913,300	26,913,300	100.00	26,732,500	26,732,500	100.00	26,629,200	26,629,200	100.00
450,232,579	141,238,111	31.37	526,130,666	245,224,610	46.61	371,296,236	70,500,725	18.99
409,548,135	393,855,975	96.17	426,501,495	409,801,929	96.08	450,133,145	432,017,768	95.98
394,258,400	389,699,150	98.84	411,723,200	406,882,306	98.82	435,138,600	429,745,820	98.76
14,842,700	14,842,700	100.00	17,181,400	17,181,400	100.00	26,030,800	26,030,800	100.00
379,415,700	374,856,450	98.80	394,541,800	389,700,906	98.77	409,107,800	403,715,020	98.68
15,289,735	4,156,825	27.19	14,778,295	2,919,623	19.76	14,994,545	2,271,948	15.15
1,239,606,945	1,239,606,945	100.00	1,324,569,146	1,324,569,146	100.00	1,405,350,286	1,405,350,286	100.00
1,239,606,945	1,239,606,945	100.00	1,324,569,146	1,324,569,146	100.00	1,405,350,286	1,405,350,286	100.00
12,758,100	12,758,100	100.00	19,940,950	19,940,950	100.00	29,692,250	29,692,250	100.00
12,758,100	12,758,100	100.00	19,940,950	19,940,950	100.00	29,692,250	29,692,250	100.00
1,981,924,722	1,912,208,274	96.48	1,921,881,510	1,875,146,543	97.57	1,932,023,607	1,883,259,088	97.48
1,925,616,300	1,894,544,303	98.39	1,856,390,600	1,844,621,839	99.37	1,885,823,600	1,874,486,756	99.40
1,136,325,400	1,117,989,504	98.39	1,113,189,800	1,106,132,630	99.37	1,095,815,700	1,089,228,079	99.40
789,290,900	776,554,799	98.39	743,200,800	738,489,209	99.37	790,007,900	785,258,677	99.40
56,308,422	17,663,971	31.37	65,490,910	30,524,704	46.61	46,200,007	8,772,332	18.99

9 令和4年度市税決算額一覧表

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	31,901,000,000	33,548,731,054	32,600,581,949
現年課税分	31,637,537,000	32,674,461,326	32,436,483,039
滞納繰越分	263,463,000	874,269,728	164,098,910
市 民 税	12,968,004,000	14,068,346,230	13,579,641,391
現年課税分	12,843,841,000	13,626,567,290	13,497,087,486
個 人	11,218,978,000	11,727,719,890	11,608,196,454
普通徴収	—	2,678,612,888	2,567,425,134
特別徴収	—	9,049,107,002	9,040,771,320
年金	—	582,933,745	580,841,893
給与	—	8,466,173,257	8,459,929,427
法 人	1,624,863,000	1,898,847,400	1,888,891,032
滞納繰越分	124,163,000	441,778,940	82,553,905
個 人	116,884,000	393,992,397	76,976,740
法 人	7,279,000	47,786,543	5,577,165
固 定 資 産 税	15,294,583,000	15,663,185,536	15,270,621,166
現年課税分	15,174,780,000	15,291,889,300	15,200,120,441
純固定資産税	15,148,063,000	15,265,260,100	15,173,491,241
土 地	6,081,883,000	6,084,277,300	6,047,700,970
家 屋	6,048,427,000	6,052,963,800	6,016,575,715
償却資産	3,017,753,000	3,128,019,000	3,109,214,556
国有資産等所在 市町村交付金	26,717,000	26,629,200	26,629,200
滞納繰越分	119,803,000	371,296,236	70,500,725
軽 自 動 車 税	435,191,000	450,133,145	432,017,768
現年課税分	430,782,000	435,138,600	429,745,820
環境性能割(令和元年度から)	32,993,000	26,030,800	26,030,800
種 別 割(令和元年度から)	397,789,000	409,107,800	403,715,020
滞納繰越分	4,409,000	14,994,545	2,271,948
市 た ば こ 税	1,284,952,000	1,405,350,286	1,405,350,286
現年課税分	1,284,952,000	1,405,350,286	1,405,350,286
入 湯 税	16,640,000	29,692,250	29,692,250
現年課税分	16,640,000	29,692,250	29,692,250
都 市 計 画 税	1,901,630,000	1,932,023,607	1,883,259,088
現年課税分	1,886,542,000	1,885,823,600	1,874,486,756
土 地	1,093,282,000	1,095,815,700	1,089,228,079
家 屋	793,260,000	790,007,900	785,258,677
滞納繰越分	15,088,000	46,200,007	8,772,332

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
48,916,778	899,232,327	102.19	97.17	103.01	97.27	100
4,200	237,974,087	102.53	99.27	102.98	99.32	99.50
48,912,578	661,258,240	62.29	18.77	105.28	39.28	0.50
24,074,522	464,630,317	104.72	96.53	105.96	96.65	41.65
0	129,479,804	105.09	99.05	106.29	99.20	41.40
0	119,523,436	103.47	98.98	104.31	99.14	35.61
0	111,187,754	—	95.85	—	96.28	7.88
0	8,335,682	—	99.91	—	99.90	27.73
0	2,091,852	—	99.64	—	99.61	1.78
0	6,243,830	—	99.93	—	99.92	25.95
0	9,956,368	116.25	99.48	120.87	99.55	5.79
24,074,522	335,150,513	66.49	18.69	84.50	31.38	0.25
23,300,850	293,714,807	65.86	19.54	83.23	25.34	0.24
773,672	41,435,706	76.62	11.67	87.12	59.32	0.02
20,944,768	371,619,602	99.84	97.49	100.77	97.58	46.84
3,739	91,765,120	100.17	99.40	100.48	99.37	46.63
3,739	91,765,120	100.17	99.40	100.49	99.37	46.54
1,490	36,574,840	99.44	99.40	100.24	99.37	18.55
1,483	36,386,602	99.47	99.40	100.23	99.37	18.46
766	18,803,678	103.03	99.40	101.48	99.37	9.54
0	0	99.67	100.00	99.68	100.00	0.08
20,941,029	279,854,482	58.85	18.99	121.98	46.61	0.22
1,291,357	16,824,020	99.27	95.98	103.15	96.08	1.33
0	5,392,780	99.76	98.76	103.53	98.82	1.32
0	0	78.90	100.00	—	—	0.08
0	5,392,780	101.49	98.68	102.55	98.77	1.24
1,291,357	11,431,240	51.53	15.15	68.25	19.76	0.01
0	0	109.37	100.00	104.69	100.00	4.31
0	0	109.37	100.00	104.69	100.00	4.31
0	0	178.44	100.00	90.83	100.00	0.09
0	0	178.44	100.00	90.83	100.00	0.09
2,606,131	46,158,388	99.03	97.48	100.33	97.57	5.78
461	11,336,383	99.36	99.40	99.87	99.37	5.75
268	6,587,353	99.63	99.40	100.38	99.37	3.34
193	4,749,030	98.99	99.40	99.10	99.37	2.41
2,605,670	34,822,005	58.14	18.99	139.89	46.61	0.03

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

10 市税(現年課税分)の推移(平成5年度以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯当たり (円)
	調定額(円)	前年比 (%)	世帯数 (世帯)	前年比 (%)	人口 (人)	前年比 (%)	
H5	34,478,571,375	97.47	65,060	102.17	197,460	100.74	529,950
6	33,229,000,077	96.38	66,649	102.44	199,165	100.86	498,567
7	34,170,533,271	102.83	67,916	101.90	200,103	100.47	503,129
8	34,879,595,036	102.08	68,664	101.10	200,290	100.09	507,975
9	36,503,851,063	104.66	69,267	100.88	200,171	99.94	527,002
10	35,300,853,234	96.70	70,087	101.18	200,329	100.08	503,672
11	35,484,705,695	100.52	71,081	101.42	200,692	100.18	499,215
12	33,951,016,838	95.68	71,532	100.63	200,173	99.74	474,627
13	34,176,837,105	100.67	72,221	100.96	199,886	99.86	473,226
14	34,074,965,090	99.70	72,905	100.95	199,616	99.86	467,389
15	32,107,987,955	94.23	73,588	100.94	199,290	99.84	436,321
16	32,011,107,386	99.70	74,303	100.97	198,851	99.78	430,819
17	32,218,522,706	100.65	74,291	99.98	198,741	99.94	433,680
18	32,679,178,494	101.43	75,581	101.74	198,951	100.11	432,373
19	34,950,923,128	106.95	76,520	101.24	198,881	99.96	456,755
20	34,574,540,024	98.92	77,266	100.97	198,698	99.91	447,474
21	33,191,002,262	96.00	78,013	100.97	198,341	99.82	425,455
22	32,268,949,029	97.22	77,793	99.72	198,327	99.99	414,805
23	32,223,820,353	99.86	78,305	100.66	197,733	99.70	411,517
24	31,976,994,557	99.23	78,981	100.86	196,880	99.57	404,869
25	32,266,987,794	100.91	79,656	100.85	196,073	99.59	405,079
26	32,842,258,743	101.78	80,289	100.79	195,125	99.52	409,051
27	32,913,987,927	100.22	79,120	98.54	194,086	99.47	416,001
28	33,080,627,233	100.51	79,872	100.95	193,313	99.60	414,171
29	33,291,485,558	100.64	80,642	100.96	192,407	99.53	412,831
30	32,809,941,536	98.55	81,087	100.55	191,181	99.36	404,626
R1	33,218,907,224	101.25	81,748	100.82	190,109	99.44	406,357
2	32,864,201,681	98.93	81,864	100.14	188,856	99.34	401,449
3	31,712,600,238	96.50	82,886	101.25	188,243	99.68	382,605
4	32,674,461,326	103.03	83,701	100.98	187,347	99.52	390,371

税 負 担 額			住 民 所 得				
前年比 (%)	1人当たり (円)	前年比 (%)	所得総額 (千円)	1世帯当たり (円)	前年比 (%)	1人当たり (円)	前年比 (%)
95.40	174,610	96.76	337,699,890	5,190,592	90.95	1,710,219	92.24
94.08	166,842	95.55	346,363,908	5,196,836	100.12	1,739,080	101.69
100.92	170,765	102.35	350,608,385	5,162,383	99.34	1,752,140	100.75
100.96	174,145	101.98	348,886,706	5,081,072	98.42	1,741,908	99.42
103.75	182,363	104.72	352,753,049	5,092,657	100.23	1,762,259	101.17
95.57	176,214	96.63	349,811,333	4,991,102	98.01	1,746,184	99.09
99.12	176,812	100.34	359,253,386	5,054,141	101.26	1,790,073	102.51
95.07	169,608	95.93	333,297,607	4,659,420	92.19	1,665,048	93.02
99.70	170,982	100.81	328,739,799	4,551,859	97.69	1,644,636	98.77
98.77	170,703	99.84	331,749,898	4,550,441	99.97	1,661,940	101.05
93.35	161,112	94.38	302,259,158	4,107,452	90.26	1,516,680	91.26
98.74	160,980	99.92	295,731,042	3,980,069	96.90	1,487,199	98.06
100.66	162,113	100.70	298,915,249	4,023,573	101.09	1,504,044	101.13
99.70	164,257	101.32	305,274,314	4,039,035	100.38	1,534,420	102.02
105.64	175,738	106.99	307,503,012	4,018,597	99.49	1,546,166	100.77
97.97	174,005	99.01	308,989,641	3,999,038	99.51	1,555,072	100.58
95.08	167,343	96.17	306,729,431	3,931,773	98.32	1,546,475	99.45
97.50	162,706	97.23	288,712,316	3,711,289	94.39	1,455,739	94.13
99.21	162,966	100.16	286,550,358	3,659,413	98.60	1,449,178	99.55
98.38	162,419	99.66	284,615,018	3,603,588	98.47	1,445,627	99.75
100.05	164,566	101.32	283,294,467	3,556,474	98.69	1,444,842	99.95
100.98	168,314	102.28	286,090,273	3,563,256	100.19	1,466,190	101.48
101.70	169,585	100.75	287,893,214	3,638,691	102.12	1,483,328	101.17
99.56	171,125	100.91	288,310,605	3,609,658	99.20	1,491,419	100.55
99.68	173,026	101.11	292,611,258	3,628,522	100.52	1,520,793	101.97
98.01	171,617	99.19	295,872,125	3,648,823	100.56	1,547,602	101.76
100.43	174,736	101.82	298,076,504	3,646,285	99.93	1,567,924	101.31
98.79	174,017	99.59	304,023,832	3,713,767	101.85	1,609,818	102.67
95.31	168,466	96.81	311,690,969	3,760,478	101.26	1,655,790	102.86
102.03	174,406	103.53	315,825,290	3,773,256	100.34	1,685,777	101.81

第2章 賦 課

1 市民税

(1) 令和5年度市民税の納税義務者に関する調

(令和5年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	97,921	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	43	
	計	97,964		
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	92,889	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	39	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	16	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	260	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	27	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	195	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	74	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	739	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	41	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	4,174	
	計	5,565		
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,511	
		うち連結申告法人	129	

(2) 令和5年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

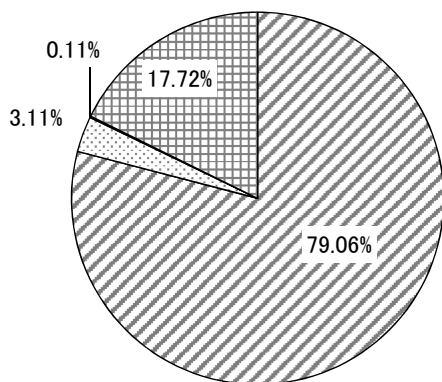
(令和5年7月1日現在)

区 分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給 与 所 得 者	2,095	7,333	73,438	257,033	9,498,523	75,533	264,366	73,438	9,498,523	75,533
営 業 等 所 得 者	502	1,757	2,887	10,105	438,880	3,389	11,862	2,887	438,880	3,389
農 業 所 得 者	22	77	102	357	7,625	124	434	102	7,625	124
その他の所得者	2,413	8,446	16,462	57,617	1,435,059	18,875	66,063	16,462	1,435,059	18,875
家屋敷等のみ	43	151				43	151			43
計	5,075	17,764	92,889	325,112	11,380,087	97,964	342,876	92,889	11,380,087	97,964

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

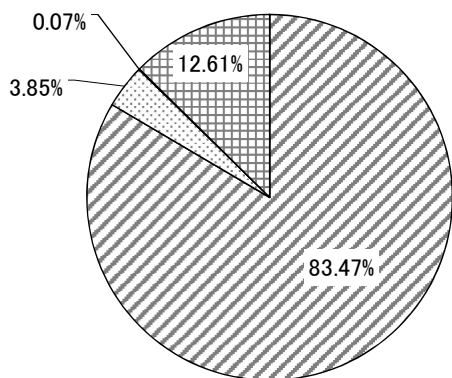
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給 与 所 得 者 …… 79.06%
- 営 業 等 所 得 者 …… 3.11%
- 農 業 所 得 者 …… 0.11%
- その他の所得者 …… 17.72%

納税義務者数 92,889人

所得割額の構成図



- 給 与 所 得 者 …… 83.47%
- 営 業 等 所 得 者 …… 3.85%
- 農 業 所 得 者 …… 0.07%
- その他の所得者 …… 12.61%

所得割額 11,380,087千円

(3) 令和5年度所得区分別所得割額調

(令和5年7月1日現在)

課税標準額の段階	区 分	給 与 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	2,207	1,473,476	3,797	668
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	18,969	27,809,128	612,071	1,466
	100万円 " 200万円 "	22,093	57,446,895	1,798,142	2,600
	200万円 " 300万円 "	13,278	51,426,779	1,787,051	3,873
	300万円 " 400万円 "	6,934	36,018,561	1,343,272	5,194
	400万円 " 550万円 "	5,051	33,399,905	1,313,876	6,613
	550万円 " 700万円 "	1,839	15,365,029	624,739	8,355
	700万円 " 1,000万円 "	1,490	15,648,900	673,446	10,503
	1,000万円 を 超 え る 金 額	1,150	24,022,514	1,167,432	20,889
	合 計	73,011	262,611,187	9,323,826	3,597

課税標準額の段階	区 分	営 業 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	131	130,597	253	997
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	911	1,519,411	25,355	1,668
	100万円 " 200万円 "	671	1,862,284	53,801	2,775
	200万円 " 300万円 "	437	1,688,754	59,309	3,864
	300万円 " 400万円 "	248	1,250,316	49,357	5,042
	400万円 " 550万円 "	179	1,140,507	47,927	6,372
	550万円 " 700万円 "	95	763,087	32,884	8,032
	700万円 " 1,000万円 "	84	861,679	38,730	10,258
	1,000万円 を 超 え る 金 額	105	2,494,185	123,633	23,754
	合 計	2,861	11,710,820	431,249	4,093

課税標準額の段階	区 分	農 業 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	7	6,967	15	995
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	42	75,152	1,113	1,789
	100万円 " 200万円 "	30	86,614	2,366	2,887
	200万円 " 300万円 "	11	46,981	1,539	4,271
	300万円 " 400万円 "	8	37,213	1,571	4,652
	400万円 " 550万円 "	3	18,275	838	6,092
	550万円 " 700万円 "	0	0	0	0
	700万円 " 1,000万円 "	0	0	0	0
	1,000万円 を 超 え る 金 額	0	0	0	0
	合 計	101	271,202	7,442	2,685

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		988	888,179	1,794	899
10万円 を超え 100万円 以下の金額		9,320	13,376,689	251,643	1,435
100万円 " 200万円 "		3,407	8,288,625	267,487	2,433
200万円 " 300万円 "		916	3,366,664	127,136	3,675
300万円 " 400万円 "		387	1,863,906	76,937	4,816
400万円 " 550万円 "		246	1,521,765	63,817	6,186
550万円 " 700万円 "		126	987,329	44,649	7,836
700万円 " 1,000万円 "		143	1,429,212	67,564	9,994
1,000万円 を 超 え る 金 額		135	2,918,924	150,689	21,622
合 計		15,668	34,641,293	1,051,716	2,211

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		246	87,285	66,598	355
10万円 を超え 100万円 以下の金額		220	343,590	47,379	1,562
100万円 " 200万円 "		183	479,256	63,513	2,619
200万円 " 300万円 "		137	537,596	40,501	3,924
300万円 " 400万円 "		113	586,732	47,509	5,192
400万円 " 550万円 "		101	661,673	49,266	6,551
550万円 " 700万円 "		73	596,923	43,664	8,177
700万円 " 1,000万円 "		60	621,047	33,485	10,351
1,000万円 を 超 え る 金 額		115	2,676,686	172,842	23,276
合 計		1,248	6,590,788	564,757	5,281

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		3,579	2,586,504	72,457	723
10万円 を超え 100万円 以下の金額		29,462	43,123,970	937,561	1,464
100万円 " 200万円 "		26,384	68,163,674	2,185,309	2,584
200万円 " 300万円 "		14,779	57,066,774	2,015,536	3,861
300万円 " 400万円 "		7,690	39,756,728	1,518,646	5,170
400万円 " 550万円 "		5,580	36,742,125	1,475,724	6,585
550万円 " 700万円 "		2,133	17,712,368	745,936	8,304
700万円 " 1,000万円 "		1,777	18,560,838	813,225	10,445
1,000万円 を 超 え る 金 額		1,505	32,112,309	1,614,596	21,337
合 計		92,889	315,825,290	11,378,990	3,400

(4) 令和5年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(令和5年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	1	12,094	89,297	7,902	65,413	15,072	24,591
	障害者控除			寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除	
	普通	特別障害者	実人員				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,739	1,393	3,094	765	1,220	7	
	配偶者控除			配偶者特別控除			
	一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)	計	(人)			
	(人)	(人)	(人)	(人)			
12,396	5,108	17,504	4,106				
扶養控除						特別障害者のうち同居特別障害加算金分(23万円)に係る者	
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員	(人)	(人)	
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
6,037	3,818	736	2,299	11,118	692		

障害者控除の対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び同一生計配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	844	618	1,462	960	803	1,763

特定支出控除の特例の対象となった 納税義務者数	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数	利子所得の金額 (千円)
(人)	(人)	(千円)	(人)	(千円)
2	1,688	1,247,792	27	14,541

税額控除を行った 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額の控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,287	3,996	12,520	110	1,053	348

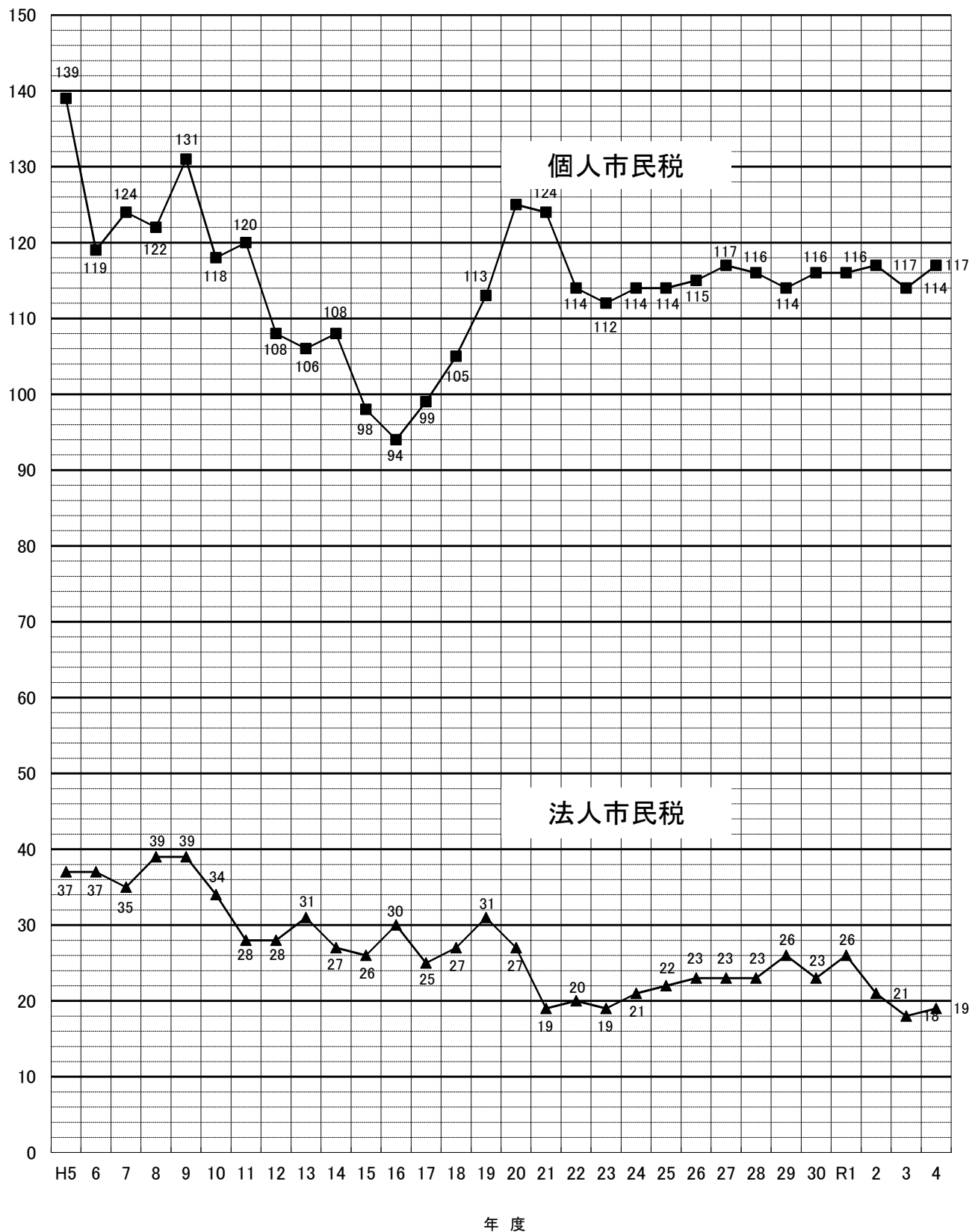
(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

年度			平成 30 年度		令和元 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		
			調 定 額 (千円)	前年比 (%)	調 定 額 (千円)	前年比 (%)	調 定 額 (千円)	前年比 (%)	調 定 額 (千円)	前年比 (%)	調 定 額 (千円)	前年比 (%)	
区 分	個	普 通 徴 収											
		均 等 割	87,745	99.7	87,004	99.2	85,464	98.2	82,539	96.6	83,609	101.3	
		所 得 割	2,406,113	104.5	2,408,496	100.1	2,367,723	98.3	2,296,014	97.0	2,595,004	113.0	
		計	2,493,858	104.4	2,495,500	100.1	2,453,188	98.3	2,378,553	97.0	2,678,613	112.6	
		特 別 徴 収											
		均 等 割	250,646	101.3	252,903	100.9	256,237	101.3	257,456	100.5	257,861	100.2	
	所 得 割	8,698,366	100.8	8,753,885	100.6	8,835,779	100.9	8,625,841	97.6	8,687,621	100.7		
	計	8,949,012	100.8	9,006,788	100.6	9,092,016	100.9	8,883,296	97.7	8,945,482	100.7		
	人	計	均 等 割	338,391	100.9	339,907	100.4	341,701	100.5	339,994	99.5	341,470	100.4
			所 得 割	11,104,479	101.6	11,162,381	100.5	11,203,502	100.4	10,921,855	97.5	11,282,625	103.3
計			11,442,870	101.6	11,502,288	100.5	11,545,203	100.4	11,261,849	97.5	11,624,095	103.2	
分 離 課 税 (退 職 所 得)		113,416	104.3	104,444	92.1	110,919	106.2	88,732	80.0	97,715	110.1		
法 人	均 等 割	599,365	96.9	610,141	101.8	583,503	95.6	590,234	101.2	610,740	103.5		
	法 人 税 割	1,794,718	87.4	2,015,531	112.3	1,500,037	74.4	1,188,808	79.3	1,288,108	108.4		
	計	2,394,083	89.6	2,625,672	109.7	2,083,540	79.4	1,779,042	85.4	1,898,848	106.7		
合 計			13,950,369	99.3	14,232,404	102.0	13,739,663	96.5	13,129,623	95.6	13,620,658	103.7	

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成5年度以降)

調定額(億円)



2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調 (法定免税点以上のもの)

年 度		令 和 2 年 度				令 和 3 年 度					
		地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当 たり 最 高 額 (ハ) (円)	課 税 標 準 額 (ニ) (千円)	地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当 たり 最 高 額 (ハ) (円)	課 税 標 準 額 (ニ) (千円)		
田	一 般 田	4,880,104	507,020	124	507,020	4,851,376	503,956	124	503,956		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介 在 田・市 街 化 区 域 田	188,534	8,904,277	82,684	3,376,795	145,763	7,250,837	80,322	2,581,963		
畑	一 般 畑	16,785,918	1,033,767	90	1,033,767	16,732,946	1,030,770	90	1,030,770		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介 在 畑・市 街 化 区 域 畑	544,031	24,499,302	132,078	8,998,145	524,943	22,586,454	131,657	8,351,184		
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	10,569,034	682,409,852	464,436	113,733,017	10,624,600	671,290,082	482,090	111,717,522		
	一 般 住 宅 用 地	3,117,386	160,485,166	257,635	53,494,242	3,125,703	156,177,058	261,800	52,003,223		
	商 業 地 等 (非 住 宅 用 地)	4,843,931	278,108,760	571,194	190,564,579	4,798,689	277,548,846	600,635	187,543,147		
	小 計	18,530,351	1,121,003,778	571,194	357,791,838	18,548,992	1,105,015,986	600,635	351,263,892		
塩 田											
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0	0	0		
池 沼		8,009	261,283	49,668	182,937	8,008	239,641	45,542	167,788		
山 林	一 般 山 林	14,732,050	555,355	215	555,352	14,740,211	555,691	215	555,687		
	介 在 山 林	174,899	436,871	48,550	304,409	175,472	415,263	49,050	289,212		
牧 場		40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192		
原 野		2,280,438	49,067	296	48,863	2,286,634	49,258	296	49,055		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	216,988	581,610	2,730	385,595	216,988	582,554	2,700	382,778		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単 体 利 用	1,240,384	21,095,283	67,600	14,350,012	1,240,384	21,252,189	70,800	14,227,746	
		複 合 利 用	小 規 模 住 宅 用 地	0	0	0	0	0	0	0	0
			一 般 住 宅 用 地	0	0	0	0	0	0	0	0
			住 宅 用 地 以 外	21,514	1,395,298	235,800	952,207	21,514	1,391,917	245,450	940,277
	計	21,514	1,395,298	235,800	952,207	21,514	1,391,917	245,450	940,277		
そ の 他 雑 種 地	2,822,667	94,128,967	344,253	65,185,657	2,852,589	94,571,658	355,505	64,805,608			
計	4,301,553	117,201,158	344,253	80,873,471	4,331,475	117,798,318	355,505	80,356,409			
そ の 他											
合 計		62,466,484	1,274,454,070		453,674,789	62,386,417	1,255,448,366		445,152,108		

(各年1月1日現在)

令和4年度				令和5年度			
地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
4,849,697	503,723	124	503,723	4,816,641	500,319	124	500,319
0	0	0	0	0	0	0	0
140,713	6,865,991	79,522	2,390,886	143,046	6,820,454	79,122	2,270,681
16,728,925	1,030,534	90	1,030,534	16,687,874	1,028,055	90	1,028,055
0	0	0	0	0	0	0	0
514,717	21,488,515	131,657	7,959,928	536,809	21,968,373	131,657	7,955,585
10,682,202	662,765,487	482,090	110,447,640	10,755,092	661,184,284	482,090	110,190,920
3,134,400	152,262,515	261,800	50,745,910	3,125,505	149,906,520	277,442	49,963,994
4,805,448	272,800,341	600,635	184,621,760	4,800,640	269,661,172	600,635	182,751,205
18,622,050	1,087,828,343	600,635	345,815,310	18,681,237	1,080,751,976	600,635	342,906,119
0	0	0	0	0	0	0	0
2,792	2,047	3,650	1,472	2,792	2,008	3,575	1,445
14,743,768	555,942	215	555,939	14,746,722	556,095	215	556,095
174,586	387,921	47,700	270,224	173,150	387,946	47,700	270,242
40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192
2,285,913	49,289	296	49,068	2,285,836	49,283	296	49,062
216,988	582,554	2,700	385,759	216,988	582,554	2,700	385,759
0	0	0	0	0	0	0	0
1,241,584	21,083,345	70,800	14,135,667	1,241,585	20,960,358	70,800	14,060,407
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
20,433	1,334,828	245,450	901,772	20,433	1,330,924	245,450	899,829
20,433	1,334,828	245,450	901,772	20,433	1,330,924	245,450	899,829
2,799,635	91,448,016	355,505	62,968,770	2,790,788	90,628,624	355,505	62,552,959
4,278,640	114,448,743	355,505	78,391,968	4,269,794	113,502,460	355,505	77,898,954
62,382,398	1,233,163,240		436,971,244	62,384,498	1,225,569,161		433,438,749

(2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定			
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(二) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (二) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)		
田	一 般 田	10,962	5,228,013	411,372	4,816,641	543,344	43,025		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	2,811	143,100	54	143,046	6,822,120	1,666		
畑	一 般 畑	206,556	17,823,458	1,135,584	16,687,874	1,098,498	70,443		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	7,335	537,068	259	536,809	21,971,512	3,139		
宅 地	小規模住宅用地	/	10,765,103	10,011	10,755,092	661,542,388	358,104		
	一 般 住 宅 用 地	/	3,126,686	1,181	3,125,505	149,941,972	35,452		
	商業地等(非住宅用地)	/	4,801,802	1,162	4,800,640	269,669,016	7,844		
	小 計	1,255,026	18,693,591	12,354	18,681,237	1,081,153,376	401,400		
塩 田		0	/	/	/	/	/		
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0		
池 沼		7,996	3,234	442	2,792	2,035	27		
山 林	一 般 山 林	1,997,398	16,101,179	1,354,457	14,746,722	607,518	51,423		
	介 在 山 林	59,949	184,505	11,355	173,150	391,177	3,231		
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0		
原 野		10,679,532	2,554,770	268,934	2,285,836	54,739	5,456		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	582,554	0		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	42,108	1,241,585	0	1,241,585	20,960,358	0	
		複 合 利 用	小規模住宅用地	/	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	/	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	/	20,433	0	20,433	1,330,924	0
	計	0	20,433	0	20,433	1,330,924	0		
そ の 他 雑 種 地	1,560,064	2,824,918	34,130	2,790,788	90,736,580	107,956			
計	2,289,661	4,303,924	34,130	4,269,794	113,610,416	107,956			
そ の 他		22,925,717	/	/	/	/	/		
合 計		39,442,943	65,613,439	3,228,941	62,384,498	1,226,256,927	687,766		

(令和5年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
55,838	3,803	52,035

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ス) - (ツ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (ヲ) (筆)	平均価格 (ホ) / (ロ) (フ) (円)	最高価格 (カ) (円)
500,319	500,319	76	9,292	860	8,432	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
6,820,454	2,270,681	16	357	4	353	47,674	79,122
1,028,055	1,028,055	445	29,349	2,352	26,997	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
21,968,373	7,955,585	40	2,211	14	2,197	40,910	131,657
661,184,284	110,190,920		80,710	688	80,022	61,452	482,090
149,906,520	49,963,994		29,768	221	29,547	47,956	277,442
269,661,172	182,751,205		13,566	53	13,513	56,160	600,635
1,080,751,976	342,906,119	1,963	124,044	962	123,082	57,836	600,635
		0					
0	0	0	0	0	0	0	0
2,008	1,445	15	9	2	7	629	3,575
556,095	556,095	371	12,049	1,660	10,389	38	215
387,946	270,242	77	555	56	499	2,120	47,700
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,283	49,062	266	872	188	684	21	296
582,554	385,759	5	55	0	55	2,685	2,700
0	0	0	0	0	0	0	0
20,960,358	14,060,407	299	3,198	0	3,198	16,882	70,800
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,330,924	899,829		42	0	42	65,136	245,450
1,330,924	899,829	0	42	0	42	65,136	245,450
90,628,624	62,552,959	2,603	11,610	879	10,731	32,120	355,505
113,502,460	78,391,968	2,907	14,905	879	14,026	26,397	355,505
		78,142					
1,225,569,161	433,931,763	84,318	193,697	6,977	186,720	18,689	

(3) 宅地介在農地等に関する調

区 分	地 積			決 定 価 格					
	評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)			
介 在 田	14,022	0	14,022	539,072	0	539,072			
介 在 畑	87,449	174	87,275	2,724,382	1,385	2,722,997			
宅地介在山林	184,505	11,355	173,150	391,177	3,231	387,946			
農地介在山林	0	0	0	0	0	0			
市 街 化 区 域 農 地	通 常 街 区 域	田	特定市農 (令1以前参入分)	113,009	54	112,955	5,507,788	1,666	5,506,122
			特定市農 (令2以後参入分)	16,069	0	16,069	775,260	0	775,260
			上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
			小 計	129,078	54	129,024	6,283,048	1,666	6,281,382
	街 区 域	畑	特定市農 (令1以前参入分)	411,576	85	411,491	17,816,429	1,754	17,814,675
			特定市農 (令2以後参入分)	38,043	0	38,043	1,430,701	0	1,430,701
			上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
			小 計	449,619	85	449,534	19,247,130	1,754	19,245,376
	農 地	計	特定市農 (令1以前参入分)	524,585	139	524,446	23,324,217	3,420	23,320,797
			特定市農 (令2以後参入分)	54,112	0	54,112	2,205,961	0	2,205,961
			上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
			計	578,697	139	578,558	25,530,178	3,420	25,526,758

(令和5年1月1日現在)

単位当たり 最高価格 (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
76,482	377,017	0	377,017	45	0	45
102,200	1,902,149	969	1,901,180	410	7	403
47,700	272,504	2,262	270,242	555	56	499
0	0	0	0	0	0	0
79,122	1,835,929	556	1,835,373	288	4	284
67,979	58,291	0	58,291	24	0	24
0	0	0	0	0	0	0
79,122	1,894,220	556	1,893,664	312	4	308
131,657	5,938,810	585	5,938,225	1,710	7	1,703
76,798	116,180	0	116,180	91	0	91
0	0	0	0	0	0	0
131,657	6,054,990	585	6,054,405	1,801	7	1,794
131,657	7,774,739	1,141	7,773,598	1,998	11	1,987
76,798	174,471	0	174,471	115	0	115
0	0	0	0	0	0	0
131,657	7,949,210	1,141	7,948,069	2,113	11	2,102

(4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和5年1月1日現在)

		納税義務者数	地 積	決定価格	最高価格地の所在地番	課税標準額	筆数	単位当たり 最高価格
		(人)	(㎡)	(千円)		(千円)	(筆)	(円/㎡)
商業地区	繁 華 街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	129	50,393	17,184,843	栄町2丁目554番13	10,868,077	349	600,635
	普通商業地区	1,081	750,575	71,120,296	栄町2丁目554番46	37,770,524	2,166	243,590
	計	1,210	800,968	88,305,139		48,638,601	2,515	600,635
住宅地区	併用住宅地区	3,257	1,312,598	105,287,849	城山1丁目575番7	43,601,685	6,398	166,160
	高級住宅地区	131	66,455	5,977,480	南町3丁目724番13	1,595,324	220	122,264
	普通住宅地区	39,740	11,493,814	740,562,057	城山1丁目578番1	184,099,488	66,669	139,230
	計	43,128	12,872,867	851,827,386		229,296,497	73,287	166,160
工業地区	大工場地区	120	1,475,124	51,820,941	国府津2880番6	34,297,824	835	53,428
	中小工場地区	253	236,280	10,738,215	前川153番1	6,191,884	540	97,964
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	373	1,711,404	62,559,156		40,489,708	1,375	97,964
村落地区	集 団 地 区	0	0	0	-	0	0	0
	村 落 地 区	6,782	3,227,261	77,846,926	荻窪487番3	24,353,895	12,757	67,800
	計	6,782	3,227,261	77,846,926		24,353,895	12,757	67,800
観 光 地 区		0	0	0	-	0	0	0
農業用施設の用に 供する宅地		212	66,133	205,398	曾比326番(01)	122,662	355	4,907
生産緑地地区内 の宅地		5	2,604	7,971	曾比2258番1	4,756	9	3,061
合 計		51,710	18,681,237	1,080,751,976		342,906,119	90,298	600,635

(5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(令和5年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ロ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(二) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (二) (千円)	課税標準の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,228,013	543,344	43,025	500,319	0	0		43,025	103,920
一 般 畑	17,823,458	1,098,498	70,443	1,028,055	0	0		70,443	61,625
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,623,807	1,080,936,794	398,187	1,080,538,607	650,846,870	86,913,032		738,158,089	59,713
一 般 山 林	16,101,179	607,518	51,423	556,095	0	0		51,423	37,726
小 計	57,776,457	1,083,186,154	563,078	1,082,623,076	650,846,870	86,913,032		738,322,980	
宅地A (農業用施設用 地・農地+造成費)	67,180	208,611	3,213	205,398	0	82,740		85,953	
宅地B (生産緑地地区内 の宅地・農地等+造成費)	2,604	7,971	0	7,971	0	3,215		3,215	
上記以外の 地目の計	7,767,198	142,854,191	121,475	142,732,716	530,320	36,175,547	17,578,688	54,406,030	
小 計	7,836,982	143,070,773	124,688	142,946,085	530,320	36,261,502	17,578,688	54,495,198	
合 計	65,613,439	1,226,256,927	687,766	1,225,569,161	651,377,190	123,174,534	17,578,688	792,818,178	

(注) 提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

(6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(令和5年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		60,925	6,406,068	178,537,485	27,870
	法定免税点未満のもの		3,264	101,598	180,820	1,780
	法定免税点以上のもの		57,661	6,304,470	178,356,665	28,291
木 造 以 外	総 数		15,998	5,443,758	282,876,268	51,963
	法定免税点未満のもの		171	3,183	17,117	5,378
	法定免税点以上のもの		15,827	5,440,575	282,859,151	51,991
計	総 数	61,206	76,923	11,849,826	461,413,753	38,938
	法定免税点未満のもの	2,673	3,435	104,781	197,937	1,889
	法定免税点以上のもの	58,533	73,488	11,745,045	461,215,816	39,269
非 課 税 家 屋			847	508,402		

(7) 木造家屋に関する調

区 分 家屋の種類	棟 数			床 面 積		
	総 数 (イ)	法定免税点 未満のもの (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)	総 数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)
専 用 住 宅	45,696	783	44,913	5,124,277	35,070	5,089,207
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	2,293	1	2,292	499,179	98	499,081
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,135	55	2,080	195,959	2,057
	その他の用の部分 2	2,135	55	2,080	97,945	1,295
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,135	55	2,080	293,904	3,352
旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル	47	0	47	6,959	0	6,959
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	763	34	729	82,397	699	81,698
劇 場 ・ 病 院	59	0	59	12,494	0	12,494
工 場 ・ 倉 庫	775	103	672	70,871	5,454	65,417
土 蔵	173	16	157	8,477	759	7,718
附 属 家	8,984	2,272	6,712	307,510	56,166	251,344
合 計	60,925	3,264	57,661	6,406,068	101,598	6,304,470

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(令和5年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
153,147,760	75,087	153,072,673	29,887	2,141	30,078
16,291,129	133	16,290,996	32,636	1,357	32,642
3,431,334	4,652	3,426,682	17,510	2,262	17,672
1,510,097	3,146	1,506,951	15,418	2,429	15,592
4,941,431	7,798	4,933,633	16,813	2,326	16,980
111,952	0	111,952	16,087	0	16,087
1,714,503	3,488	1,711,015	20,808	4,990	20,943
471,610	0	471,610	37,747	0	37,747
438,663	9,438	429,225	6,190	1,730	6,561
25,028	1,776	23,252	2,952	2,340	3,013
1,395,409	83,100	1,312,309	4,538	1,480	5,221
178,537,485	180,820	178,356,665	27,870	1,780	28,291

(8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区分 構造別	棟 数					
		総 数		法定免税点 未満のもの		法定免税点 以上のもの	
		棟 数 (イ)	主たる 用途以外 の棟数	棟 数 (ロ)	主たる 用途以外 の棟数	棟 数 (ハ)	主たる 用途以外 の棟数
事務所・ 店舗・ 百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	29	11	0	0	29	11
	鉄筋コンクリート造	302	195	0	0	302	195
	鉄 骨 造	1,031	614	0	0	1,031	614
	軽 量 鉄 骨 造	248	144	1	1	247	143
	れんが造・コンクリートブロック造	17	2	0	0	17	2
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,627	966	1	1	1,626	965
住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	26	4	0	0	26	4
	鉄筋コンクリート造	1,141	68	0	0	1,141	68
	鉄 骨 造	1,363	198	0	0	1,363	198
	軽 量 鉄 骨 造	6,380	15	4	0	6,376	15
	れんが造・コンクリートブロック造	70	6	0	0	70	6
	そ の 他	1	0	0	0	1	0
	計	8,981	291	4	0	8,977	291
病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	55	19	0	0	55	19
	鉄 骨 造	55	17	0	0	55	17
	軽 量 鉄 骨 造	12	6	0	0	12	6
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	127	42	0	0	127	42
工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	13	1	0	0	13	1
	鉄筋コンクリート造	181	21	0	0	181	21
	鉄 骨 造	953	98	0	0	953	98
	軽 量 鉄 骨 造	396	18	10	0	386	18
	れんが造・コンクリートブロック造	182	7	11	0	171	7
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,725	145	21	0	1,704	145
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	1	0	0	4	1
	鉄筋コンクリート造	934	52	12	0	922	52
	鉄 骨 造	543	116	6	0	537	116
	軽 量 鉄 骨 造	1,093	31	60	0	1,033	31
	れんが造・コンクリートブロック造	953	9	67	0	886	9
	そ の 他	11	0	0	0	11	0
	計	3,538	209	145	0	3,393	209
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	76	17	0	0	76	17
	鉄筋コンクリート造	2,613	355	12	0	2,601	355
	鉄 骨 造	3,945	1,043	6	0	3,939	1,043
	軽 量 鉄 骨 造	8,129	214	75	1	8,054	213
	れんが造・コンクリートブロック造	1,223	24	78	0	1,145	24
	そ の 他	12	0	0	0	12	0
	計	15,998	1,653	171	1	15,827	1,652

(令和5年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	総額 (ト) (千円)	法定免税点 未満のもの (チ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (千円)	(ト)/(ニ) (ヌ) (円)	(チ)/(ホ) (ル) (円)	(リ)/(ヘ) (ヲ) (円)
257,518	0	257,518	17,925,195	0	17,925,195	69,608	0	69,608
335,049	0	335,049	20,651,365	0	20,651,365	61,637	0	61,637
625,482	0	625,482	36,496,092	0	36,496,092	58,349	0	58,349
33,118	15	33,103	956,641	111	956,530	28,886	7,400	28,896
1,887	0	1,887	40,499	0	40,499	21,462	0	21,462
17	0	17	283	0	283	16,647	0	16,647
1,253,071	15	1,253,056	76,070,075	111	76,069,964	60,707	7,400	60,708
99,779	0	99,779	6,741,497	0	6,741,497	67,564	0	67,564
842,257	0	842,257	55,729,528	0	55,729,528	66,167	0	66,167
360,950	0	360,950	19,057,929	0	19,057,929	52,799	0	52,799
965,355	63	965,292	38,072,099	595	38,071,504	39,438	9,444	39,440
6,070	0	6,070	83,448	0	83,448	13,748	0	13,748
240	0	240	3,515	0	3,515	14,646	0	14,646
2,274,651	63	2,274,588	119,688,016	595	119,687,421	52,618	9,444	52,619
61,174	0	61,174	10,288,948	0	10,288,948	168,192	0	168,192
72,085	0	72,085	5,631,459	0	5,631,459	78,122	0	78,122
40,912	0	40,912	3,954,011	0	3,954,011	96,647	0	96,647
3,633	0	3,633	168,658	0	168,658	46,424	0	46,424
51	0	51	1,321	0	1,321	25,902	0	25,902
0	0	0	0	0	0	0	0	0
177,855	0	177,855	20,044,397	0	20,044,397	112,701	0	112,701
75,026	0	75,026	3,411,693	0	3,411,693	45,473	0	45,473
194,874	0	194,874	5,067,055	0	5,067,055	26,002	0	26,002
1,052,578	0	1,052,578	43,753,769	0	43,753,769	41,568	0	41,568
45,700	296	45,404	491,677	1,381	490,296	10,759	4,666	10,799
9,840	291	9,549	92,487	1,143	91,344	9,399	3,928	9,566
20	0	20	279	0	279	13,950	0	13,950
1,378,038	587	1,377,451	52,816,960	2,524	52,814,436	38,328	4,300	38,342
16,056	4	16,052	1,706,301	146	1,706,155	106,272	36,500	106,289
68,861	168	68,693	3,483,779	1,850	3,481,929	50,591	11,012	50,688
212,338	144	212,194	8,464,108	725	8,463,383	39,861	5,035	39,885
44,049	1,376	42,673	408,420	5,733	402,687	9,272	4,166	9,437
18,540	826	17,714	188,337	5,433	182,904	10,158	6,577	10,325
299	0	299	5,875	0	5,875	19,649	0	19,649
360,143	2,518	357,625	14,256,820	13,887	14,242,933	39,587	5,515	39,826
509,553	4	509,549	40,073,634	146	40,073,488	78,645	36,500	78,645
1,513,126	168	1,512,958	90,563,186	1,850	90,561,336	59,852	11,012	59,857
2,292,260	144	2,292,116	111,725,909	725	111,725,184	48,741	5,035	48,743
1,091,855	1,750	1,090,105	40,097,495	7,820	40,089,675	36,724	4,469	36,776
36,388	1,117	35,271	406,092	6,576	399,516	11,160	5,887	11,327
576	0	576	9,952	0	9,952	17,278	0	17,278
5,443,758	3,183	5,440,575	282,876,268	17,117	282,859,151	51,963	5,378	51,991

(9) 新增分家屋に関する調
=木造家屋=

(令和4年1月2日～令和5年1月1日)

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (口)/(イ) (円)
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち	
新 増 分	専用住宅	728	5	78,406	132	6,290,350	13,007	80,228
	共同住宅・寄宿舎	29	0	8,230	0	675,954	0	82,133
	併用住宅	11	0	1,492	0	112,029	0	75,086
	旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・銀行・店舗	6	0	397	0	25,182	0	63,431
	劇場・病院	0	0	0	0	0	0	0
	工場・倉庫	5	0	419	0	18,441	0	44,012
	土蔵	0	0	0	0	0	0	0
附属家	9	0	216	0	11,584	0	53,630	
合計		788	5	89,160	132	7,133,540	13,007	80,008

=木造以外の家屋=

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (口)/(イ) (円)		
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち 増築分			
									区分	区分
新 増 分	事務所 百貨・ 店舗・ 店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0		
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0		
		鉄骨造	6	0	6,101	0	704,579	0	115,486	
		軽量鉄骨造	3	0	672	0	55,709	0	82,900	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	9	0	6,773	0	760,288	0	112,253	
	住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	4	0	3,238	0	402,786	0	124,393	
		鉄骨造	15	0	5,894	0	595,669	0	101,064	
		軽量鉄骨造	87	0	13,781	0	1,342,577	0	97,422	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	106	0	22,913	0	2,341,032	0	102,170	
	増 分	病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
			軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0
	分	工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	1	0	39	0	3,083	0	79,051
			鉄骨造	3	0	2,906	0	259,189	0	89,191
			軽量鉄骨造	5	0	490	0	22,319	0	45,549
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
計			9	0	3,435	0	284,591	0	82,850	
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0		
	鉄筋コンクリート造	1	0	8	0	602	0	75,250		
	鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0		
	軽量鉄骨造	18	0	662	0	25,987	0	39,255		
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0	0	0		
計	19	0	670	0	26,589	0	39,685			
合計		143	0	33,791	0	3,412,500	0	100,988		

(10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
専用住宅	364	33,324	490,647	14,724
共同住宅・寄宿舍	23	3,975	61,991	15,595
併用住宅	35	3,850	36,726	9,539
旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0
事務所・銀行・店舗	15	1,646	18,378	11,165
劇場・病院	1	69	359	5,203
工場・倉庫	14	2,542	9,815	3,861
土蔵	3	138	321	2,326
附属家	112	3,247	8,376	2,580
合計	567	48,791	626,613	12,843

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
事務所・店舗・百貨店	14	5,453	189,449	34,742
住宅・アパート	40	7,022	199,543	28,417
病院・ホテル	0	0	0	0
工場・倉庫・市場	23	9,542	160,466	16,817
その他	30	2,551	48,896	19,167
合計	107	24,568	598,354	24,355

(11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位当たり 評価額 (ロ)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
令和3年度	木造	6,209,575	165,275,608	26,616	164,999,366
	木造以外	5,231,004	264,715,695	50,605	260,747,985
	計	11,440,579	429,991,303	37,585	425,747,351
令和4年度	木造	6,262,731	171,841,908	27,439	171,821,783
	木造以外	5,426,784	279,589,532	51,520	278,906,967
	計	11,689,515	451,431,440	38,618	450,728,750
令和5年度	木造	6,304,470	178,356,665	28,291	178,337,408
	木造以外	5,440,575	282,859,151	51,991	282,181,639
	計	11,745,045	461,215,816	39,269	460,519,047

(12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(令和5年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			令和5年度に新たに軽減			令和5年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	1,974	179,842	101,145	724	65,529	37,007	618	56,076	31,398
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	795	48,517	34,064	101	5,805	4,199	234	15,952	10,707
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,095	117,878	68,981	242	25,885	15,713	223	24,037	12,926
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	42	4,779	2,940	8	926	607	7	770	445
法附則 第15条の8 第1項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第2項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	47	1,937	1,009	0	0	0	35	1,315	619
法附則 第15条の8 第3項 防災街区 整備事業	住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則 第15条の8 第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(特定居住用部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非特定居住用部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	2	169	17	2	169	17	2	169	17
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	5	468	47	5	468	47	5	468	47
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	2	217	19	2	217	19	2	217	19
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の11第1項 改修表演芸術公演施設	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第16条の2第10項 平成28年熊本地震 被災代替家屋	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
平成30年附則第20条第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
合 計		3,962	353,807	208,222	1,084	98,999	57,609	1,126	99,004	56,178

(13) 償却資産の価格等に関する調

(令和5年1月1日現在)

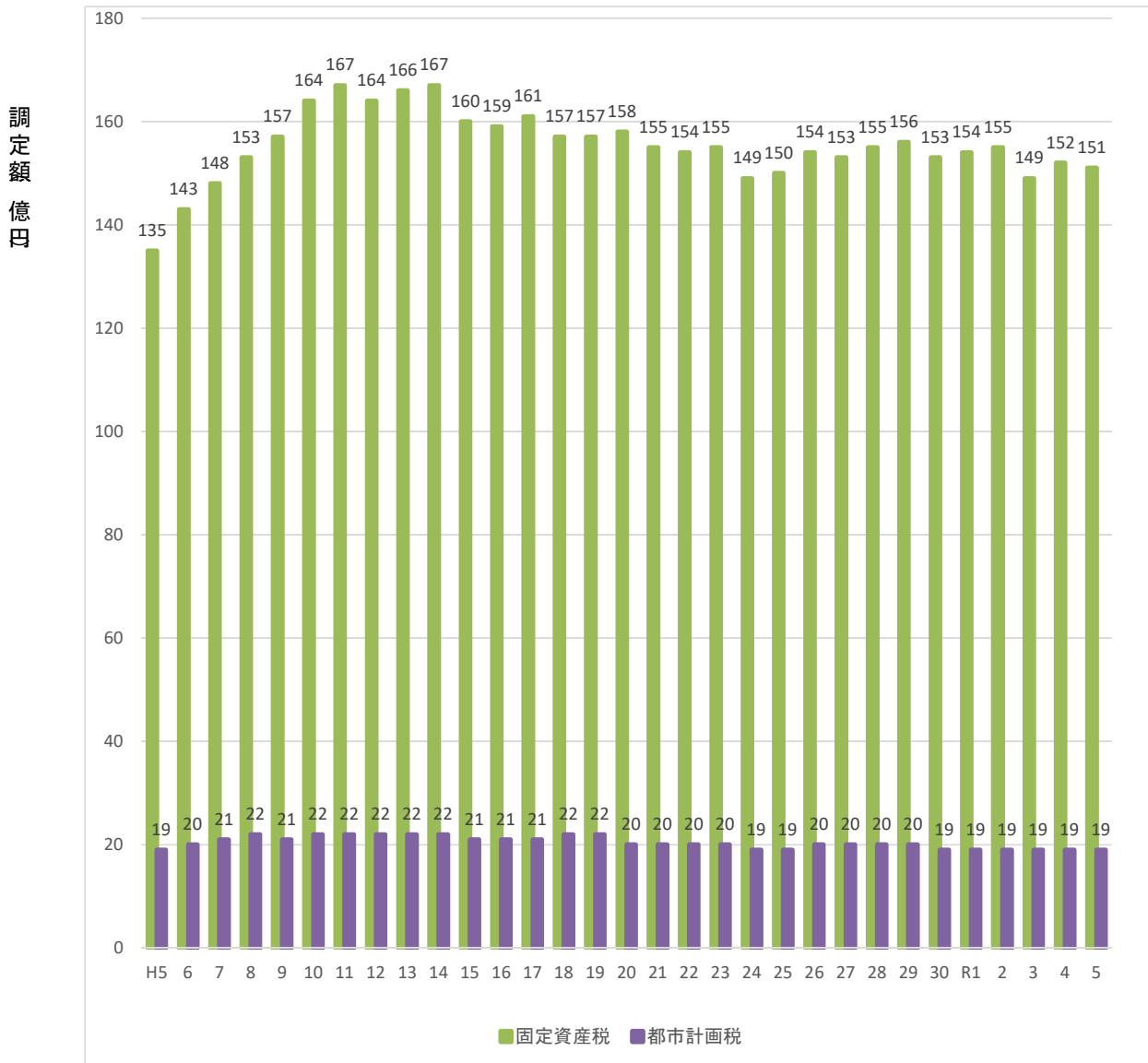
総括表		(法定免税点以上のもの)			
		納税義務者数 2,379人			
種類		決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳	
				法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)
市町 村長が 価格等 を 決定した もの	構 築 物	35,886,846	35,847,074	10,575	35,836,499
	機 械 及 び 装 置	50,309,994	50,049,232	4,730	50,044,502
	船 舶	82,259	43,896	38,363	5,533
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	381,640	381,640	0	381,640
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	20,879,667	20,860,107	214	20,859,893
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	107,540,406	107,181,949	53,882	107,128,067
法第 389 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	98,387,834	95,815,408		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	7,861,028	6,748,303		
	小 計 (ニ)	106,248,862	102,563,711		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		213,789,268	209,745,660		
同上 内訳	市町村分の額		209,745,660		
	道府県分の額		-		

(14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分 (法定免税点以上のもの)		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第2項 (取得後5年間)	ガス事業用資産	304	1 / 3	101
	第2項 (その後5年間)	ガス事業用資産	1,402	2 / 3	935
	第5項	内航船舶	76,726	1 / 2	38,363
	第9項	日本放送協会	16,165	1 / 2	8,083
法附則第15条	第2項 (平成11年3月31日以前取得)	公共の危害防止施設等	1,187	1 / 6	198
	第2項 (平成26年4月1日~ 平成30年3月31日取得)	公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)	2,516	1 / 3	838
	第2項5号	公共の危害防止施設等 (下水道除害設備)	6,374	3 / 4	4,780
	第32項	特定事業所内保育施設 (わがまち特例)適用分	1,168	1 / 2	584
	旧第41項	先端設備等	48,639	0	0
旧法附則第64条		新型コロナ先端設備等	257,858	0	0

(15) 固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成5年度以降)



3 軽自動車税(種別割)

(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車種		年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比(%)
				(台)	(台)	(台)	(台)	
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下			9,358	9,021	8,723	8,575	98.30
	90cc以下又は0.8kW以下			758	766	810	825	101.85
	125cc以下又は1.0kW以下			2,832	2,903	3,113	3,283	105.46
	ミニカー			188	206	220	223	101.36
	小計			13,136	12,896	12,866	12,906	100.31
軽自動車	2輪車			2,880	2,853	2,930	3,026	103.28
		3輪車	旧税率	0	0	0	0	-
	軽課なし		0	0	0	0	-	
	新税率		75%減	0	0	0	0	-
			50%減	0	0	0	0	-
			25%減	0	0	0	0	-
	重課		1	1	1	1	100.00	
	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	-
			軽課なし	1	2	3	3	100.00
		新税率	75%減	0	0	0	0	-
			50%減	0	0	0	0	-
			25%減	0	0	0	0	-
		重課	0	0	0	1	-	
	4輪車	自家用	旧税率	13,653	11,970	10,384	8,883	85.55
			軽課なし	7,980	10,034	12,578	14,130	112.34
		新税率	75%減	0	0	0	93	-
			50%減	331	181	0	0	-
			25%減	882	787	0	0	-
		重課	6,367	6,808	7,120	7,371	103.53	
	貨物	営業用	旧税率	159	145	114	99	86.84
			軽課なし	153	201	238	292	122.69
		新税率	75%減	0	2	0	1	-
			50%減	0	0	0	0	-
			25%減	7	0	0	0	-
		重課	46	69	62	75	89.86	
	自家用	旧税率	3,527	3,036	2,549	2,049	83.96	
		軽課なし	2,619	3,132	3,671	4,173	117.21	
新税率		75%減	0	0	3	0	-	
		50%減	0	0	0	0	-	
		25%減	97	61	0	0	-	
重課		3,117	3,180	3,248	3,341	102.86		
小計			41,820	42,462	42,901	43,538	101.48	
小型特殊自動車	農耕作業用			698	701	714	726	101.68
	特殊作業用			379	374	378	372	98.41
	小計			1,077	1,075	1,092	1,098	100.55
2輪の小型自動車				2,456	2,492	2,576	2,688	104.35
合計				58,489	58,925	59,435	60,230	101.34
当初調定額				379,862 千円	394,787 千円	409,348 千円	421,247 千円	102.91

※非課税、課税保留及び減免車両を除く。

※従前の「軽自動車税」は、令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」に名称変更された。

(2) 令和5年度軽自動車税(種別割)課税状況

(令和5年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)			
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)								
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下	8,585	22	8,607	22	10	8,575	2,000	17,150			
	90cc以下又は0.8kW以下	826	5	831	5	1	825	2,000	1,650			
	125cc以下又は1.0kW以下	3,286	49	3,335	49	3	3,283	2,400	7,879			
	ミニカー	225	0	225	0	2	223	3,700	825			
	小 計	12,922	76	12,998	76	16	12,906		27,504			
軽自動車	2 輪 車		3,027	0	3,027	0	1	3,026	3,600	10,893		
		3輪車	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	軽課なし		0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	新税率		75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	重課		1	0	1	0	0	1	4,600	5		
	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0	
			軽課なし	3	0	3	0	0	3	6,900	21	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,800	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		重課	1	0	1	0	0	1	8,200	8		
		自家用	旧税率	9,062	4	9,066	4	179	8,883	7,200	63,958	
			軽課なし	14,409	6	14,415	6	279	14,130	10,800	152,604	
			新税率	75%減	93	0	93	0	0	93	2,700	251
				50%減	0	0	0	0	0	0	5,400	0
	25%減			0	0	0	0	0	0	8,100	0	
	重課	7,523	2	7,525	2	152	7,371	12,900	95,086			
	4 輪 車	営業用	旧税率	101	0	101	0	2	99	3,000	297	
			軽課なし	298	0	298	0	6	292	3,800	1,110	
			新税率	75%減	1	0	1	0	0	1	1,000	1
				50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	2,900	0
		重課	75	0	75	0	0	75	4,500	337		
		貨物	旧税率	2,067	11	2,078	11	18	2,049	4,000	8,196	
			軽課なし	4,204	25	4,229	25	31	4,173	5,000	20,865	
新税率			75%減	0	0	0	0	0	0	1,300	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0	
	25%減		0	0	0	0	0	0	3,800	0		
重課	3,369	10	3,379	10	28	3,341	6,000	20,046				
小 計	44,234	58	44,292	58	696	43,538		373,678				
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用	726	0	726	0	0	726	2,400	1,742			
	特 殊 作 業 用	372	2	374	2	0	372	5,900	2,195			
	小 計	1,098	2	1,100	2	0	1,098		3,937			
2 輪 の 小 型 自 動 車		2,691	15	2,706	15	3	2,688	6,000	16,128			
合 計		60,945	151	61,096	151	715	60,230		421,247			

※課税保留を除く。
 ※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

4 市たばこ税

(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成28年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	255,302,324	0	1,137,713	254,164,611	97.77	1,337,414,160	97.77	税率改正(H28年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	12,422,040	0	6,540	12,415,500	96.68	35,685,835	111.38	
	手持ち品課税(旧3級品)	360,020	0	0	360,020	—	154,775	—	平成28年度増税分 430円/1,000本
	計	268,084,384	0	1,144,253	266,940,131	97.85	1,373,254,770	98.09	
平成29年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	240,905,700	0	1,384,081	239,521,619	94.24	1,260,362,729	94.24	税率改正(H29年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	10,186,020	0	16,740	10,169,280	81.91	33,597,307	94.15	
	手持ち品課税(旧3級品)	286,301	0	0	286,301	—	123,736	—	平成29年度増税分 430円/1,000本
	計	251,378,021	0	1,400,821	249,977,200	93.65	1,294,083,772	94.23	
平成30年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	228,642,801	0	1,239,273	227,403,528	94.94	1,233,517,201	97.87	税率改正(H30年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	7,962,260	0	21,940	7,940,320	78.08	31,179,722	92.80	税率改正(H30年10月から)
	手持ち品課税(一般品目)	11,822,299	0	0	11,822,299	—	5,083,537	—	平成30年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	262,402	0	0	262,402	—	169,217	—	平成30年度増税分 645円/1,000本
	計	248,689,762	0	1,261,213	247,428,549	98.98	1,269,949,677	98.14	
令和元年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	222,673,433	0	1,213,818	221,459,615	97.39	1,260,548,106	102.19	税率改正(R元年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	4,217,600	0	46,720	4,170,880	52.53	16,641,898	53.37	
	手持ち品課税(旧3級品)	79,000	0	0	79,000	—	133,642	—	令和元年度増税分 1,692円/1,000本
	計	226,970,033	0	1,260,538	225,709,495	91.22	1,277,323,646	100.58	
令和2年度	製造たばこ	212,252,054	0	1,274,382	210,977,672	95.27	1,235,291,723	98.00	税率改正(R2年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ								旧3級品の特例税率廃止
	手持ち品課税	10,035,505	0	0	10,035,505	—	4,315,222	—	令和2年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)								旧3級品の特例税率廃止
	計	222,287,559	0	1,274,382	221,013,177	97.92	1,239,606,945	97.05	
令和3年度	製造たばこ	211,291,412	0	1,347,061	209,944,351	99.51	1,319,900,279	106.85	税率改正(R3年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ								
	手持ち品課税	10,857,939	0	0	10,857,939	—	4,668,867	—	令和3年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)								
	計	222,149,351	0	1,347,061	220,802,290	99.90	1,324,569,146	106.85	
令和4年度	製造たばこ	215,768,738	0	1,277,498	214,491,240	102.17	1,405,346,588	106.47	
	旧3級品の紙巻たばこ								
	手持ち品課税	8,600	0	0	8,600	—	3,698	—	令和3年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)								
	計	215,777,338	0	1,277,498	214,499,840	97.15	1,405,350,286	106.10	

5 入湯税

(1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)
100円(日帰りの者)

(2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者 (上段: 宿泊) (下段: 日帰り)	調定額 (上段: 宿泊) (下段: 日帰り)	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成24年度	327,174	83,756	12,563,400	△ 111,300	99.12
		15,666	1,566,600	△ 210,200	88.17
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
平成26年度	346,746	92,593	13,888,950	1,405,500	111.26
		13,641	1,364,100	31,000	102.33
平成27年度	362,749	98,569	14,785,350	896,400	106.45
		16,089	1,608,900	244,800	117.95
平成28年度	337,840	104,283	15,642,450	857,100	105.80
		16,047	1,604,700	4,200	99.74
平成29年度	361,113	108,691	16,303,650	661,200	104.23
		14,883	1,488,300	△ 116,400	92.75
平成30年度	375,320	109,752	16,462,800	159,150	100.98
		46,789	4,678,900	3,190,600	314.38
令和元年度	390,733	118,003	17,700,450	1,237,650	107.52
		58,664	5,866,400	1,187,500	125.38
令和2年度	208,677	72,372	10,855,800	△ 6,844,650	61.33
		19,023	1,902,300	△ 3,964,100	32.43
令和3年度	262,609	110,217	16,532,550	5,676,750	152.29
		34,084	3,408,400	1,506,100	179.17
令和4年度	375,439	172,455	25,868,250	9,335,700	156.47
		38,240	3,824,000	415,600	112.19

(3) 特別徴収義務者数:6施設(令和5年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。

(4) 入湯税の使途

入湯税は目的税であり、令和4年度は観光振興及び観光施設の整備に充てられた。

6 都市計画税

(令和5年1月1日現在)

(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,597	0	0	18,597	
都市計画 区域の面積	113,600	28,220	85,580	0	113,800	有

(2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	46,068	52,696	66,188
法定免税点未満のもの (ロ)	1,104	1,484	2,208
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	44,964	51,212	63,980

(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)				家 屋 の 床 面 積 (㎡)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	15,198	2,273	17,471	1,073	18,544	5,275,415	4,954,911	10,230,326

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)				家 屋 の 棟 数 (棟)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	76,945	9,583	86,528	3,147	89,675	47,337	13,648	60,985

(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

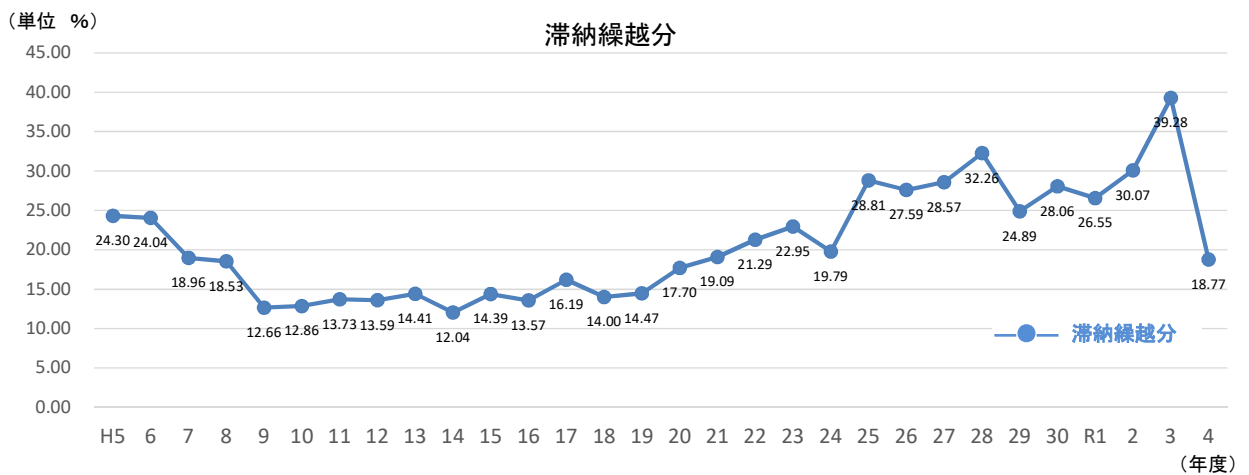
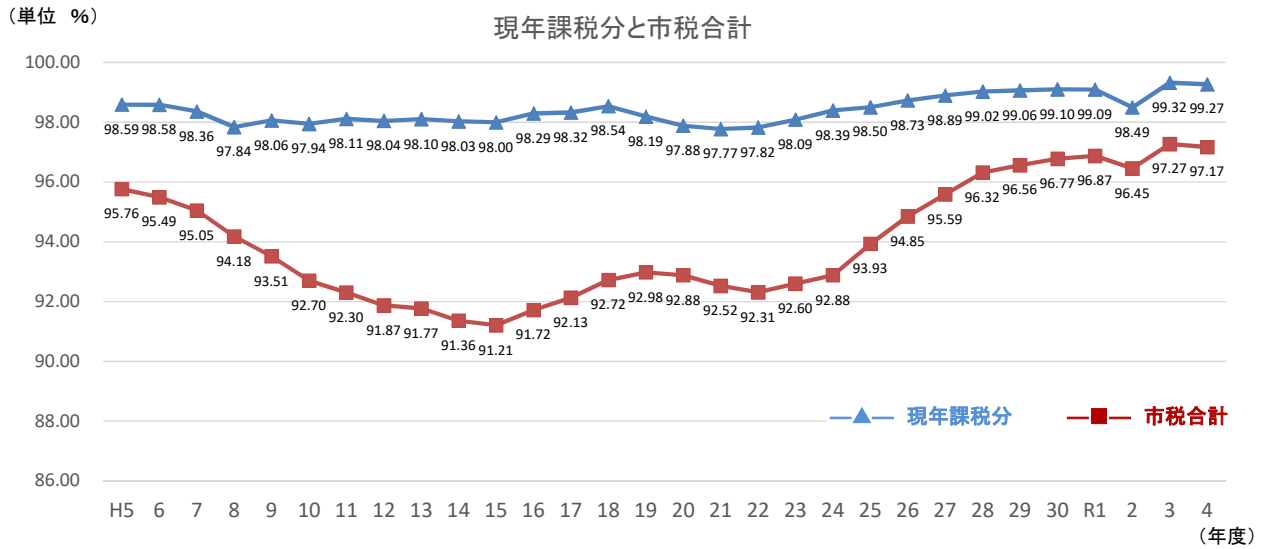
区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額				
	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	
土 宅 地	住宅 小規模住宅用地	621,716,171	0	0	621,716,171	207,229,184	0	0	207,229,184
	用地 一般住宅用地	121,344,062	0	0	121,344,062	80,891,175	0	0	80,891,175
	非住宅用地	252,063,864	0	0	252,063,864	170,532,357	0	0	170,532,357
	小 計	995,124,097	0	0	995,124,097	458,652,716	0	0	458,652,716
地	農 地	25,566,195	0	0	25,566,195	15,935,576	0	0	15,935,576
	そ の 他	105,094,820	0	0	105,094,820	72,087,369	0	0	72,087,369
	計	1,125,785,112	0	0	1,125,785,112	546,675,661	0	0	546,675,661
家 屋	木 造 家 屋	153,276,056	0	0	153,276,056	153,256,799	0	0	153,256,799
	木造以外の家屋	256,133,264	0	0	256,133,264	255,657,024	0	0	255,657,024
	計	409,409,320	0	0	409,409,320	408,913,823	0	0	408,913,823
合 計	1,535,194,432	0	0	1,535,194,432	955,589,484	0	0	955,589,484	

7 特別土地保有税

※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されている。

第3章 徵 収

1 市税収納率の推移



※R3の滞納繰越分は、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する徴収猶予の特例分を含む。

(単位: %)

年度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
現年課税分	98.59	98.58	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00	98.29	98.32	98.54	98.19
滞納繰越分	24.30	24.04	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39	13.57	16.19	14.00	14.47
市税合計	95.76	95.49	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21	91.72	92.13	92.72	92.98

(単位: %)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
現年課税分	97.88	97.77	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02	99.06	99.10	99.09	98.49	99.32	99.27
滞納繰越分	17.70	19.09	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26	24.89	28.06	26.55	30.07	39.28	18.77
市税合計	92.88	92.52	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32	96.56	96.77	96.87	96.45	97.27	97.17

2 年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
差 押 え	債権	593	170,921,912	745	142,454,119	631	117,883,243	438	106,939,375	
	動産	0	0	0	0	0	0	1	173,700	
	不動産	147	135,786,867	164	82,450,686	153	74,553,480	139	60,610,664	
	計	740	306,708,779	909	224,904,805	784	192,436,723	578	167,723,739	
公 売	不動産	公売公告	12		16		10		5	
		公売実施	11		14		10		5	
		落札	1	66,819,000	5	70,330,000	5	60,331,500	2	21,604,000
	動産	公売公告	0		3		0		0	
		公売実施	0		3		0		0	
		落札	0	0	3	601,000	0	0	0	0

※公売の落札欄の金額は、売却額を記載

3 年度別督促状発付状況

税目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	24,942	778,553,010	21,286	678,498,160	20,502	630,952,820	21,471	721,322,085
法人市民税	347	26,331,800	309	21,152,200	342	26,488,620	320	26,470,200
固定資産税・都市計画税	24,098	733,737,510	21,292	720,385,012	21,221	629,387,139	21,508	632,994,050
軽自動車税(種別割)	7,038	44,148,200	5,970	37,671,700	6,029	39,300,600	6,129	41,240,400
計	56,425	1,582,770,520	48,857	1,457,707,072	48,094	1,326,129,179	49,428	1,422,026,735

4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公布 平成12年3月31日
- (2) 施行 平成12年7月1日

5 市税滞納審査会

- (1) 設置 平成12年7月1日
- (2) 構成 委員 6名(会長 1、副会長 1、委員 4)
 - ┌ 市民代表 1名
 - └ 学識経験者 5名
- (3) 任期 2年
- (4) 開催実績 26回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31~
回数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0

※平成30年6月30日の任期満了後、7月1日以降は新たに委員会委員を委嘱せず、諮問の必要が生じた場合に委嘱の上、審査会を開催することとした。

6 市税の納付方法別の件数及び割合

(令和5年5月31日現在)

税目	納付方法	納付件数	割合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・住民窓口等	27,900 件	26.59 %	104,917 件
	コンビニエンスストア	42,488 件	40.50 %	
	スマートフォン決済	3,839 件	3.66 %	
	共通納税	118 件	0.11 %	
	口座振替	30,572 件	29.14 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・住民窓口等	64,948 件	21.83 %	297,456 件
	コンビニエンスストア	69,814 件	23.47 %	
	スマートフォン決済	6,413 件	2.16 %	
	共通納税	81 件	0.03 %	
	口座振替	156,200 件	52.51 %	
軽自動車税 (種別割)	金融機関・住民窓口等	16,383 件	27.73 %	59,073 件
	コンビニエンスストア	33,557 件	56.81 %	
	スマートフォン決済	2,005 件	3.39 %	
	共通納税	12 件	0.02 %	
	口座振替	7,116 件	12.05 %	
合計	金融機関・住民窓口等	109,231 件	23.67 %	461,446 件
	コンビニエンスストア	145,859 件	31.61 %	
	スマートフォン決済	12,257 件	2.66 %	
	共通納税	211 件	0.05 %	
	口座振替	193,888 件	42.02 %	

7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税目	期別	令和3年度	令和4年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	83.18 %	82.75 %	▲ 0.43 %
	第2期	82.89 %	83.04 %	0.15 %
	第3期	78.68 %	81.17 %	2.49 %
	第4期	81.12 %	80.70 %	▲ 0.42 %
	合計	81.44 %	81.87 %	0.43 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	93.57 %	93.98 %	0.41 %
	第2期	92.19 %	92.27 %	0.08 %
	第3期	93.55 %	93.64 %	0.09 %
	第4期	94.31 %	94.61 %	0.30 %
	合計	93.41 %	93.63 %	0.22 %
軽自動車税 (種別割)	全期	83.04 %	83.15 %	0.11 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

8 年度別市税延滞金徴収状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額(円)	98,487,503	80,698,888	81,381,466	78,518,893	44,851,877
前年度比 (円)	△ 8,229,549	△ 17,788,615	682,578	△ 2,862,573	△ 33,667,016
前年度比 (%)	△7.7	△ 18.1	0.8	△ 3.5	△ 42.9

9 市税不納欠損額の推移(欠損事由別)

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法第15条の7第5項 即時消滅によるもの	19,072,655	17,425,692	2,806,368	3,713,738
法第15条の7第4項 執行停止後3年経過のもの	16,127,502	20,935,369	7,107,110	26,520,830
法第18条第1項 執行停止処分がされていたもの	10,978,673	6,972,558	9,914,851	8,874,678
法第18条第1項 消滅時効によるもの	12,673,865	9,760,728	8,388,899	9,807,532
合計	58,852,695	55,094,347	28,217,228	48,916,778

10 納税貯蓄組合の組織状況

年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤務先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

第4章 その他の資料

1 市税調定額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
令和3年1月1日現在	188,709	82,028
令和4年1月1日現在	188,025	82,945

区 分 税 目	令和3年度			令和4年度			比較増減	
	調定額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	調定額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円
市 税	32,831,451	400,247	173,979	33,548,731	404,470	178,427	4,223	4,448
現年課税分	31,712,600	386,607	168,050	32,674,461	393,929	173,777	7,322	5,727
市民税	13,129,623	160,063	69,576	13,626,567	164,284	72,472	4,221	2,896
固定資産税	14,970,353	182,503	79,330	15,291,889	184,362	81,329	1,859	1,999
軽自動車税	411,723	5,019	2,182	435,139	5,246	2,314	227	132
市たばこ税	1,324,569	16,148	7,019	1,405,350	16,943	7,474	795	455
入湯税	19,941	243	106	29,692	358	158	115	52
都市計画税	1,856,391	22,631	9,837	1,885,824	22,736	10,030	105	193
滞納繰越分	1,118,851	13,640	5,929	874,270	10,540	4,650	△3,100	△1,279

※ 令和3年度滞納繰越分の調定については、令和2年度徴収猶予により翌年度に繰り越した分を含む。

2 市税収入額比較表

区 分 税 目	令和3年度			令和4年度			比較増減	
	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人 当たり 円
市 税	31,935,361	389,323	169,231	32,600,581	393,039	173,384	3,716	4,153
現年課税分	31,495,862	383,965	166,902	32,436,483	391,060	172,511	7,095	5,609
市民税	13,024,231	158,778	69,018	13,497,087	162,723	71,783	3,945	2,765
固定資産税	14,875,617	181,348	78,828	15,200,121	183,255	80,841	1,907	2,013
軽自動車税	406,882	4,960	2,156	429,746	5,181	2,286	221	130
市たばこ税	1,324,569	16,148	7,019	1,405,350	16,943	7,474	795	455
入湯税	19,941	243	106	29,692	358	158	115	52
都市計画税	1,844,622	22,488	9,775	1,874,487	22,599	9,969	111	194
滞納繰越分	439,499	5,358	2,329	164,098	1,978	873	△3,380	△1,456

※ 令和3年度滞納繰越分の収入については、令和2年度徴収猶予により翌年度に繰り越した分を含む。

3 税証明手数料等

区分 年度	証明手数料		閲覧手数料		臨時運行許可申請手数料		試乗標識交付手数料		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成25年度	36,488	12,817,900	3,486	716,100	1,259	944,250	41	20,500	41,274	14,498,750
平成26年度	40,310	13,813,900	3,230	660,600	1,065	798,750	48	24,000	44,653	15,297,250
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000
平成29年度	39,496	13,434,200	3,199	960,600	1,001	750,750	48	24,000	43,744	15,169,550
平成30年度	36,797	12,536,000	3,069	920,700	1,079	809,250	49	24,500	40,994	14,290,450
令和元年度	31,231	10,803,800	2,868	860,400	1,106	829,500	42	21,000	35,247	12,514,700
令和2年度	29,366	10,307,200	2,991	897,300	1,148	861,000	55	27,500	33,560	12,093,000
令和3年度	28,669	10,118,500	3,102	930,600	1,203	902,250	50	25,000	33,024	11,976,350
令和4年度	32,901	11,457,400	3,158	947,400	991	743,250	48	24,000	37,098	13,172,050

備考： 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上は1筆増すごとに100円を追加)
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円
 閲覧手数料 1件 300円
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円
 試乗標識交付手数料 1件 500円
 督促手数料 昭和38年10月廃止

4 納税義務者等に関する調

区分 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人均等割	96,973	97,200	96,896	97,385	97,964 人
個人所得割	91,940	92,156	91,917	92,485	92,889 人
特別徴収個人 (給与特徴)	62,339	63,161	63,274	63,405	63,964 人
特別徴収義務者 (給与特徴)	12,594	12,726	12,849	13,072	13,298 人
特別徴収個人 (年金特徴)	17,369	17,604	17,936	18,136	18,176 人
特別徴収義務者 (年金特徴)	9	9	9	9	8 人
法人均等割	5,396	5,403	5,445	5,494	5,565 社
法人税割	5,344	5,352	5,393	5,441	5,511 社
固定資産税	74,260	74,411	74,327	74,630	74,756 人
土地	50,558	50,923	51,301	51,692	52,035 人
家屋	57,288	57,591	57,639	58,129	58,533 人
償却資産	2,220	2,250	2,026	2,316	2,379 人
軽自動車 (種別割)	58,268	58,489	58,925	59,435	60,230 台

5 固定資産評価審査委員会への審査申出状況

※ 評価替え年度

	審査申出件数	審査決定状況	審査会開催回数
平成29年度	0件	-	2回
平成30年度※	0件	-	2回
令和元年度	家屋 1件、土地 2件	棄却2件、一部認容1件	5回
令和2年度	0件	-	3回
令和3年度※	0件	-	2回
令和4年度	0件	-	0回

6 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	
税 収 入 額	(1) 市 税	31,935,361	32,600,581	32,461,000	
	(2) 個 人 県 民 税	7,563,764	7,780,383	7,903,854	
	(3) 合 計	39,499,125	40,380,964	40,364,854	
徴 税	人 件 費	(4) 基 本 給	258,355	254,855	255,000
		(5) 諸 手 当	194,453	190,180	193,100
		(イ) 超 過 勤 務 手 当	33,087	30,256	31,100
		(ロ) 税 務 特 別 手 当	976	772	800
		(ハ) そ の 他 の 手 当	160,390	159,152	161,200
		(6) 報 酬	21,531	22,715	26,938
		(7) そ の 他	90,005	89,094	89,298
		(8) 小 計	564,344	556,844	564,336
物 件 費	(9) 旅 費	844	1,063	1,451	
	(10) そ の 他	73,854	110,086	83,814	
	(11) 小 計	74,698	111,149	85,265	
費	奨励金及びこれに類する経費	(12) 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		(13) そ の 他	25	27	42
		(14) 小 計	25	27	42
		(15) そ の 他	31,140	38,727	37,424
		(16) 合 計	670,207	706,747	687,067
県民税徴収取扱費(取扱委託金)	(17) 納税義務者数を基準にした金額	318,874	313,184	317,921	
	(18) 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	
	(19) 合 計	318,874	313,184	317,921	
税 収 入 (見 込)	(20) (16) - (19)	351,333	393,563	369,146	
	(21) (16) / (3)	2%	2%	2%	
	(22) (20) / (1)	1%	1%	1%	
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	71	69	69	
	会計年度任用職員等	14	16	15	
	合 計	85	85	84	

(「令和5年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

7 令和4年家屋建築状況調

(令和5年4月1日)

区分	木 造		非 木 造		合 計	
	新 築	増築その他	新 築	増築その他	新 築	増築その他
棟 数	783	5	143	0	926	5
床面積(m ²)	89,028	132	33,791	0	122,819	132

8 令和4年登記済通知書に関する調

土 地			家 屋		
区分	筆 数		区分	棟 数	
表示登記	分 筆	1,774	表示登記	新 築	902
	合 筆	406		増 築	8
	地目変更	488		減 失	478
	その他	315		その他	76
	計	2,983		計	1,464
所有権移転登記		9,670	所有権移転登記		4,191
名義人表示登記		1,641	名義人表示登記		465
合 計		14,294	合 計		6,120

9 電算処理業務の現況

税 目	業 務 処 理 内 容	備 考
軽自動車税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理 日・月計表、納入者一覧表、過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト 還付通知書、過誤納金還付整理表 督促状・催告書、未納者一覧表 滞納整理票(現年度分)(滞納繰越分)
固定資産税	土地家屋 (昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調書、土地統計 調査資料、評価調書照合表	※オンライン実施 市県民税(昭和61年度)、固定資産税(昭和62年度) 口座(昭和62年度)、納蓄(昭和63年度) 軽自動車税(平成元年度)、収納(平成2年度) ※市税滞納整理管理システム(平成13年11月導入) ※確定申告等の国税連携システム(平成23年1月導入) ※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～)
	償却資産 (昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)
市県民税	普通徴収 (昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※基幹業務システム再構築 CP → ADWORLD(平成26年度移行) ※口座振替データ伝送開始(平成26年11月～) ※コンビニエンスストア及び一部郵便局で 証明書発行開始(平成31年1月15日～) 市県民税((非)課税証明書)
	特別徴収 (昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※地方税共通納税システム稼働(令和元年10月～) ※基幹業務システム更新(令和2年9月～) ADWORLD → ADWORLD ※コンビニ用バーコードを利用したスマートフォン決済 アプリによる収納開始(令和3年5月～) ※登記済通知書のデータ受取り(令和3年10月～) ※地方税共通納税システムを利用したQRコード決済 による収納開始(令和5年4月～)
法人市民税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)

10 市税の税率表(その1)

区分	市民				税																																																
	個人				法人																																																
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次に掲げる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者				1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																																																
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額 1. 均等割 市民税 3,500円 (**2)上乗せ500円) 県民税 1,800円 (**1)上乗せ300円 (**2)上乗せ500円) 2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025% (**1)上乗せ 0.025%) ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで (第3期)平成29年度分から令和3年度分まで (第4期)令和4年度分から令和8年度分まで ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定された。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から令和5年度分まで				1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H6.4.1以降に終了する事業年度から適用 2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> H26.10.1以降開始する事業年度から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> R元.10.1以降開始する事業年度から適用		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	1億円超	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1千万円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1億円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円	区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%	区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																																			
	50人以下	410,000円																																																			
10億円超	50人超	1,750,000円																																																			
	50人以下	410,000円																																																			
1億円超	50人超	400,000円																																																			
	50人以下	160,000円																																																			
1千万円超	50人超	150,000円																																																			
	50人以下	130,000円																																																			
1億円以下	50人超	120,000円																																																			
	50人以下	50,000円																																																			
上記以外の法人等		50,000円																																																			
区分	税率																																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%																																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%																																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																																																				
区分	税率																																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%																																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%																																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%																																																				
税率等																																																					
期別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)	毎月																																														
	1期	2期	3期	4期	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2か月ごと)																																															
納期(市税条例)	6月1日 } 6月30日	8月1日 } 8月31日	10月1日 } 10月31日	1月1日 } 1月31日	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで	決算期後の2か月以内																																														

10 市税の税率表(その2)

区分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	都市計画税 (土地・家屋)	軽自動車税(種別割)		
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者		4月1日現在における軽自動車等の所有者(使用者)		
課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格	1月1日現在における当該固定資産の価格	(1)原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの(側車付のもの含む。) 年額3,600円 3輪のもの 年額3,900円(3,100円) 4輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額2,400円 その他のもの 年額5,900円 (3)2輪の小型自動車 年額6,000円 ※軽自動車のうち3輪及び4輪以上のものについて、平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両は()外の税率を適用し、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両は()内の税率を適用する。 ※グリーン化特例(軽課及び重課)については、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについて軽減税率を適用する。		
税率等	1.4/100	0.2/100			
	免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期 (市税条例)	4月1日 } 4月30日	7月1日 } 7月31日	11月1日 } 11月30日	2月1日 } 同月末日	5月11日 } 5月31日

10 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間に 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額	土地の取得価格	鉱泉浴場への入湯行為
税率等	従量税率 ●製造たばこ 売渡本数 × 6,552円 / 1,000本	1.4/100 免税点 5,000㎡未満	3/100 免税点 5,000㎡未満	1日1人につき 宿泊 150円 日帰り 100円
期別	毎月	全期	全期	毎月
納期 (市税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又は 8月末日	翌月末日

11 市税税率の推移（その1）

区 分		年 度																																				
		H15	H16																																			
市 民 税	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）																																				
	人 所 得 割	標 準 税 率																																				
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率																																		
		50億円超	50人超	3,000,000																																		
			50人以下	410,000																																		
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																		
			50人以下	410,000																																		
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																		
			50人以下	160,000																																		
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																		
50人以下	130,000																																					
1千万円以下	50人超	120,000																																				
	50人以下	50,000																																				
上記以外の法人等		50,000																																				
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用																																						
	法人税割	資本等の金額	税率																																			
		10億円以上	14.7%																																			
		5億円以上10億円未満	13.5%																																			
		5億円未満	12.3%																																			
固定資産税		1.4%	（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）																																			
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>4輪 乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>2輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車	50cc以下	1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下	1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円	125cc以下	1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円		ミニカー	2,500円	自家用	7,200円	2輪の小型自動車			4輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円			自家用	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車																																		
50cc以下	1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円																																		
90cc以下	1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円																																		
125cc以下	1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円																																			
ミニカー	2,500円	自家用	7,200円	2輪の小型自動車																																		
		4輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円																																		
		自家用	4,000円																																			
市たばこ税		平成15年7月1日から 売渡本数 ×	2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 1,412円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）																																			
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止																																				
入湯税		—																																				
都市計画税		0.2%																																				

H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)		
		1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から				
宿泊 150円				
日帰り 100円				

11 市税税率の推移（その2）

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 人	均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)			
		所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)			
	法 人	均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
			50億円超	50人超	3,000,000	
				50人以下	410,000	
			10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
				50人以下	410,000	
			1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
				50人以下	160,000	
			1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
		上記以外の法人等		50,000		
		※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
		法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
			5億円以上10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		
		50cc以下 1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	2輪の小型自動車	
			4輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円				
都市計画税		0.2%				

H25	H26												
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)												
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)												
	<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td style="text-align: right;">12.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上10億円未満</td> <td style="text-align: right;">10.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td style="text-align: right;">9.7%</td> <td>(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額	10億円以上	12.1%			5億円以上10億円未満	10.9%			5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
資本等の金額	10億円以上	12.1%											
	5億円以上10億円未満	10.9%											
	5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)										
平成25年4月1日から	売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)												

11 市税税率の推移 (その3)

年度		H27																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額	10億円以上	12.1%		5億円以上 10億円未満	10.9%		5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																								
資本等の金額	10億円以上	12.1%																																
	5億円以上 10億円未満	10.9%																																
	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																
固定資産税	1.4%	(免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																
軽自動車税	<table> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>2輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>① 特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>② 3,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	2輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	3輪 3,900円	① 特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	② 3,100円		ミニカー 2,500円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 4,000円		4輪 乗用 家用 5,500円			4輪 貨物 営業用 3,800円			4輪 貨物 家用 3,000円			4輪 貨物 家用 5,000円							
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 1,000円	2輪 2,400円	農耕用 1,600円																																
90cc以下 1,200円	3輪 3,900円	① 特殊用 4,700円																																
125cc以下 1,600円	② 3,100円																																	
ミニカー 2,500円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 4,000円																																
	4輪 乗用 家用 5,500円																																	
	4輪 貨物 営業用 3,800円																																	
	4輪 貨物 家用 3,000円																																	
	4輪 貨物 家用 5,000円																																	
市たばこ税	平成25年4月1日から	売渡本数×5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																
特別土地保有税	平成15年4月1日から	課税停止																																
入湯税	宿泊 150円	日帰り 100円																																
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2	輪	3,600円		農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円			①	②	③
125cc・1.0kW以下 2,400円	3	輪	3,900円	3,100円	4,600円
ミニカー 3,700円	4輪	乗用	営業用 6,900円	5,500円	8,200円
			自家用 10,800円	7,200円	12,900円
	4輪	貨物	営業用 3,800円	3,000円	4,500円
			自家用 5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成25年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成28年4月1日から		2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その4)

年度		H29																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	12.1%																																	
5億円以上10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>5,500円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 10,800円</td> <td>7,200円 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、 一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		4輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円		4輪 乗用 家用 10,800円	7,200円 12,900円		2輪の小型自動車	6,000円					
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円																																
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円																																
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	4輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
	4輪 乗用 家用 10,800円	7,200円 12,900円																																
	2輪の小型自動車	6,000円																																
市たばこ税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年4月1日から 平成29年4月1日まで</th> <th>売渡本数 ×</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成25年4月1日から 平成29年4月1日まで	売渡本数 ×	税率		5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)			3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																								
平成25年4月1日から 平成29年4月1日まで	売渡本数 ×	税率																																
	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)																																	
	3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊	150円	日帰り	100円																												
宿泊	150円																																	
日帰り	100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① ② ③ 特殊用 5,900円
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	自家用 10,800円	
	4輪 貨物 営業用 3,800円	
	自家用 5,000円	

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成30年4月1日から

売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

平成30年10月1日から

5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)

11 市税税率の推移 (その5)

年度		H31/R元																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>5,500円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 自家用 10,800円</td> <td>7,200円 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 自家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		4輪 乗用 自家用 10,800円	7,200円 12,900円		4輪 貨物 自家用 5,000円	4,000円 6,000円								
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円																																
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円																																
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	4輪 乗用 自家用 10,800円	7,200円 12,900円																																
	4輪 貨物 自家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	平成30年10月1日から 売渡本数 × 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く一般の紙巻たばこ) 旧3級品の紙巻たばこは、令和元年10月1日から特例税率が廃止され、一般の紙巻たばこと同じ税率になった。																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① ② ③ 特殊用 5,900円
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	自家用 10,800円	
	4輪 貨物 営業用 3,800円	
	自家用 5,000円	

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

令和2年10月1日から

売渡本数 × 6,122円 / 1,000本

11 市税税率の推移(その6)

年度		R3																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="0"> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>	資本等の金額	10億円以上	8.4%		5億円以上10億円未満	7.2%		5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	10億円以上	8.4%																																
	5億円以上10億円未満	7.2%																																
	5億円未満	6.0%																																
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 貨物 営業用</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち</p> <p>①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両</p> <p>※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪	3,600円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪	3,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用	6,900円	ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用	3,800円		4輪 乗用 家用	10,800円		4輪 貨物 家用	5,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪	3,600円																																
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪	3,900円																																
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用	6,900円																																
ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用	3,800円																																
	4輪 乗用 家用	10,800円																																
	4輪 貨物 家用	5,000円																																
市たばこ税	令和3年10月1日から	売渡本数 × 6,552円/1,000本																																
特別土地保有税	平成15年4月1日から	課税停止																																
入湯税	宿泊 150円	日帰り 100円																																
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下	2,000円	2	輪 3,600円		農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下	2,000円		輪 3,900円	① 3,100円	② 4,600円
125cc・1.0kW以下	2,400円	3			③ 特殊用 5,900円
		4輪 乗用 営業用	6,900円	5,500円	8,200円
ミニカー	3,700円		自家用 10,800円	7,200円	12,900円
		4輪 貨物 営業用	3,800円	3,000円	4,500円
			自家用 5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

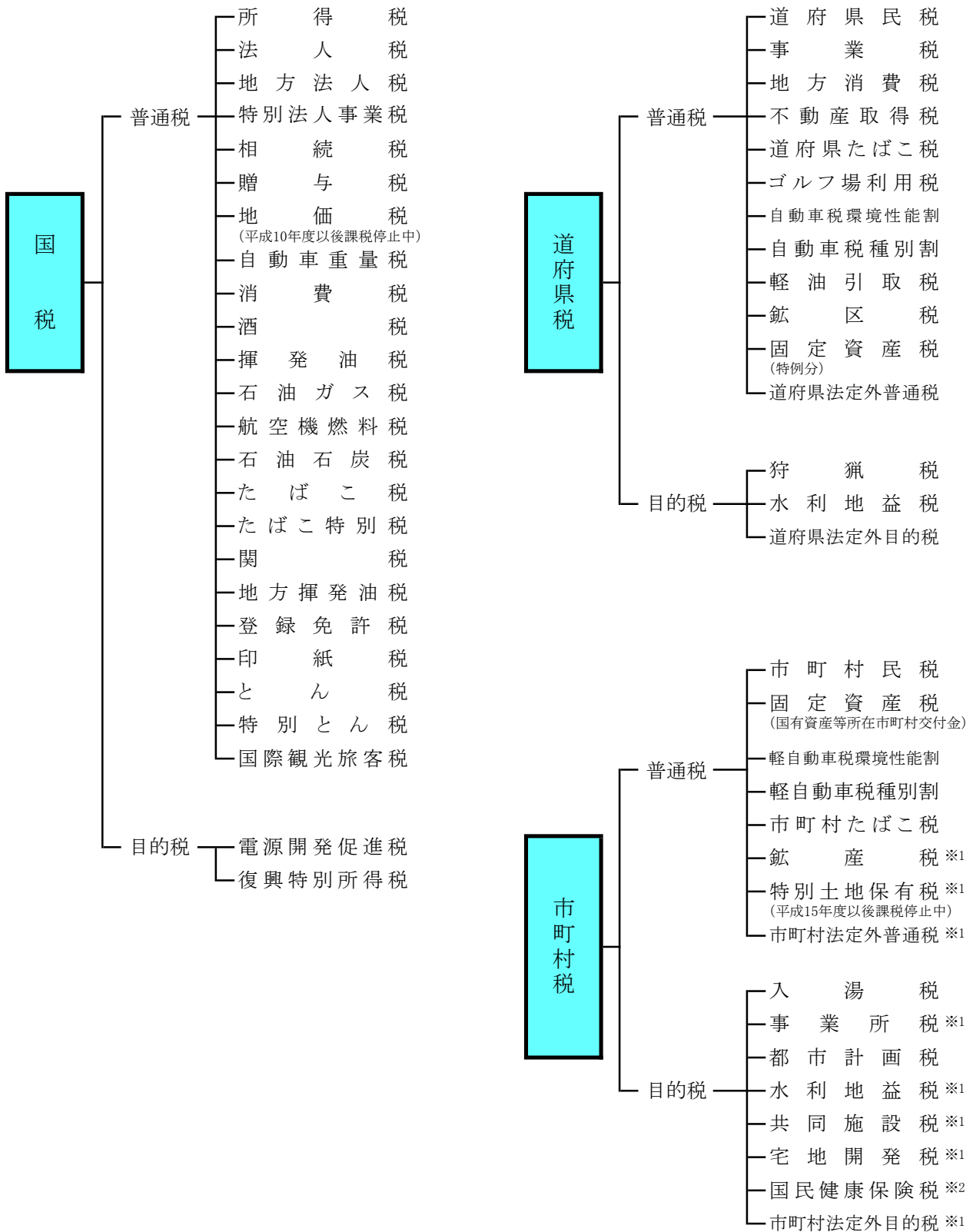
一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

11 市税税率の推移 (その7)

年度		R5																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>5,500円 8,200円 2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円 2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		4輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円														
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円																																
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円 2輪の小型自動車 6,000円																																
ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	4輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	令和3年10月1日から 売渡本数 × 6,552円/1,000本																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

12 税制一覽

(令和5年4月1日現在)



* 地方譲与税及び地方交付税を除く

※1 小田原市で課税のないもの

※2 小田原市は、料方式を採用

令和5年度 市税概要

編集・発行 令和6年3月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349